

<家族の状況>

◎Aさんの状況

79歳男性で、7人兄弟の2番目。認知症があり要介護5状態でありながら、在宅で次男夫妻と孫たちと生活していた。しかし、H28.2頃より介護サービス利用料や社会保険料等を滞納し、滞納額は現在500万円を超える。年金は、月に19万円である。Aさん名義の家にみんな住んでいる。預金は現在28万円である。

◎Bさんの状況

45歳、長男。実家を離れ、県外でくらしている。Aさんたちには、かかわっている様子はないように見える。長距離トラックの運転手をしているらしい。

◎Cさんの状況

40歳、次男。Cさん家族は、Aさんと同居をしている。以前自宅で、ペット店を自営していたが、商標法違反の疑いにより逮捕され、H28.5に廃業。以後、うつ病で自宅療養中であり、本人の介護ができない状態である。H28.7に離婚をした。無職である。

◎Dさんの状況

37歳、次男の元嫁。Dさんは離婚後も同居しAさんの介護を続けていたが、仕事を始めた。しかし、Aさんが自宅にいる間は働けない状態で経済的にも苦しく、サービス料等払えない状況が続いている。また、自分たち家族の生活費を捻出するため、Aさんの年金を担保にし、融資を受けて生活していることが発覚した。お金がないはずなのに、中古の外車に乗っている。

◎Eさんの状況

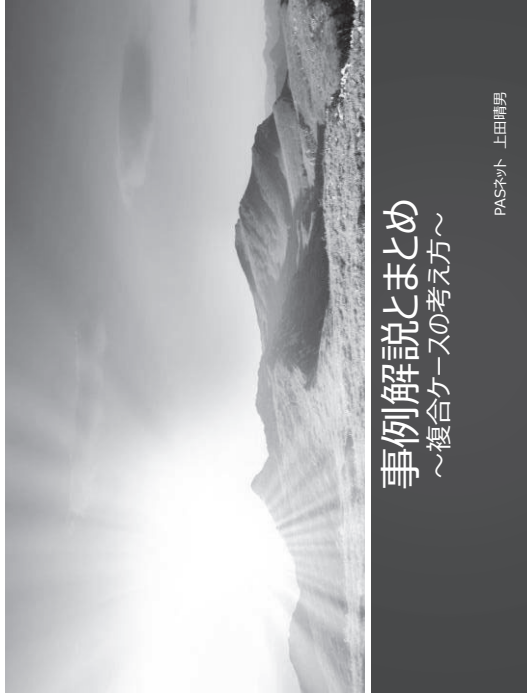
16歳、息子。電車で50分かかる都会の私学の高校に通っている。

親権は母。

今後どのように支援したらいいでしょうか？

# ワークシート

事案の「見立て」		
支援の組み立て	A さ ん	
	C さ ん	
	D さ ん	
	E さ ん	

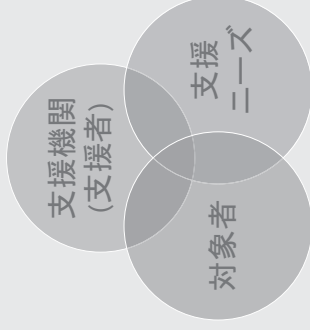


## 事例解説とまとめ

～複合ケースの考え方～

PAGネット 上田晴男

## 複合ケースとは



## 対象者が多い場合の「見立て」

主たる支援者対象を設定する

関係性の評価

全体像(主たる支援課題)の「見立て」

## 支援対象者の設定

### 優先順位

- 緊急性
- 虐待 (権利侵害) 等の有無

### 支援ニーズ

- 生活支援 (生活上のリスク)
- 法的支援 (法的リスク)

支援機関 (支援者)の立場と役割

- 社会的位置付け
- 相談経路、支援の状況等

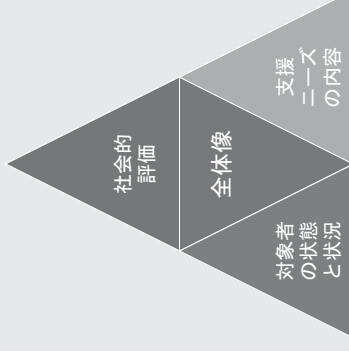
## 関係性の評価

経済的状况

社会的役割

対象者との関係性

## 全体像（主たる支援課題）の「見立て」



## 事例解説

～事案の「見立て」～

項目	状況・状態
対象者の状態と状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>主たる支援対象はAさん</li> <li>要介護5、認知症、在宅（サービスマ提供状況不明）</li> <li>介護サービスマや社会保険料滞納（不適切な金銭管理？）</li> </ul>
関係性の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>Aに経済的依存（C、D、E）</li> <li>Cは「うつ」、無職</li> <li>D変則的夫婦関係？</li> <li>E就学（状態等は不明）</li> <li>個々の関係不明</li> </ul>
社会的評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>Aの経済的虐待ケース（ネグレクト等は不明）</li> <li>Cの社会的支援の状況不明（ネグレクト等疑い）</li> <li>金銭管理はD？</li> </ul>

## 事例解説

～支援の組み立て～

項目	内容
Aさん	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護保険施設の利用（措置分離→その後に契約利用）</li> <li>成年後見制度の利用</li> <li>金銭管理の分離</li> </ul>
Cさん	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療ケア及び福祉サービスマの確保</li> <li>精神障害者手帳の取得、年金申請</li> <li>Dさんとの夫婦関係の確認、同居継続の意思確認</li> <li>成年後見制度利用の要否評価</li> </ul>
Dさん	<ul style="list-style-type: none"> <li>夫婦関係の確認</li> <li>同居生活の継続等の意思確認</li> <li>就労支援</li> <li>経済的支援</li> </ul>
Eさん	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活状況に関する意思確認</li> <li>就学保障</li> </ul>



# アンケートにご協力ください

本日は、権利擁護支援従事者研修にご参加いただき誠にありがとうございました。皆様からのご意見やご感想を今後の研修の開催に活かしたいと考えております。

1) (A) お住まい、(B) 職種 (所属) についてお尋ねします。 ※ (B) は複数可

(A) ( ) 都・道・府・県 ( ) 市・区・町・村

(B) 1. 自治体 2. 社会福祉協議会 3. 福祉職 (高齢) 4. 福祉職 (障害)  
4. 法律職 5. AS-J 会員団体 6. その他( )

2) 本研修は何でお知りになりましたか?

1. チラシ 2. AS-J ホームページ 3. 関係機関 4. 友人・知人  
5. その他( )

3) 「権利擁護支援の基本」について、ご意見・ご感想をお書きください。

1. 大変よかった 2. よかった 3. よくわからなかった

---

---

---

---

---

4) 「意思決定支援とエンパワメント」について、ご意見・ご感想をお書きください。

1. 大変よかった 2. よかった 3. よくわからなかった

---

---

---

---

---

5) 「グループワーク」、「各グループからの報告、事例解説とまとめ」について、ご意見・ご感想をお書きください。

1. 大変よかった 2. よかった 3. よくわからなかった

---

---

---

---

---

ご協力ありがとうございました。

今後ともどうぞよろしく願いたします。(全国権利擁護支援ネットワーク)

## 2、 9月27日 新潟県柏崎市

その他の資料は、薩摩川内市と同じ

■権利擁護支援ってなに？

言葉の意味

三つの輪（生活支援・相談支援・法的支援）

権利擁護の要素（自己決定支援・生活利益・社会的承認）

■三つのエピソード（マンガ）

1) 家族の思いを尊重する？（私抜き）

2) 私の言うことを尊重する（アセス抜きで孤立させる）

3) 権限がないとなにもできない？

■正義とケアを考える。

幸福のマーゴは何者か

※Dworkin の回答 ロナルド・ドウォーキン（水谷英夫・小島妙子訳）『ライフズ・ドミニオン——中絶と尊厳死そして個人の自由』（信山社出版, 1998年）

※もう一つの声 Carol Gilligan, *In a Different Voice: Psychological Theory and Women's Development*, Harvard University Press, 1982

■意思決定支援とはなにか

パラダイム転換（能力不存在推定から能力存在推定へ）

パラダイム転換からみた代行決定

意思決定支援の倫理と担い手

権利条約をめぐる混乱

我が国特有の混乱

■成年後見人は意思決定支援者なのか？

民法 858 条（成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮）

「成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。」

ガイドラインは？

後見人等のための意思決定支援ガイドライン（大阪意思決定支援研究会）

[http://www.osakaben.or.jp/info/2018/2018\\_0510.php](http://www.osakaben.or.jp/info/2018/2018_0510.php)（大阪弁護士会のサイト）

■平成 29 年 1 月 16 日松江地裁判決

賃金と社会保障 1707 号 30 頁以下 任務懈怠の後見人に損害賠償を命じる判決  
平成 13（2001）年 9 月 5 日成年後見開始の審判 同時に被告選任（司法書士）

- ・平成 26（2014）年 2 月 10 日辞任許可 後任は別の司法書士
- ・（争点 1）一度も本人と面談しなかった（状況把握） 裁量
- ・（争点 2）家裁への報告が遅れる。 義務違反 しかし損害なし
- ・（争点 3）胃ろう造設後の食事契約（月額約 4 万） 義務違反 229 万 4874 円
- ・（争点 4）生命保険契約の締結 裁量
- ・（争点 5）車椅子のレンタル（体に合わない・補装具費支給制度）70 万 8000 円
- ・（争点 6）引き継ぎの遅れ 義務違反 損害なし
- ・（争点 7）障害者年金の申請を取らなかった

財産管理として不適切

776 万 5017 円

合計 1076 万 7891 円の支払いを命じる

■「わがまる」の地域福祉計画でこんな事例はどうなっていくのでしょうか？

参考文献

- ・「意思決定支援は可能か」法哲学年報 2016(2017) pp57-71
- ・日本福祉大学権利擁護研究センターほか編「権利擁護が分かる意思決定支援」ミネルヴァ書房（2018）
- ・「成年後見人の見守り義務などについて」賃金と社会保障 1713 号（2018 年 9 月上旬号）pp19-34（松江事件の評釈）

3、 11月2日 北海道北見市

## 成年後見制度利用促進法等の理解 と 意思決定支援

平成30年11月2日(金)／北見市  
弁護士 熊田 均  
(愛知県弁護士会)

## はじめに

◆現在の成年後見制度は、平成12年4月に施行されました。まもなく20年を経過します。評価と弊害が種々言われています。このなかで、平成28年4月に成年後見制度利用促進法(以下、利用促進法といいます)が制定されました。この法律は、平成28年から平成33年の5年間に国において成年後見利用促進を推進せよとの法律です。それに基づき平成29年3月に国で「成年後見利用促進計画」が閣議決定されました。この促進計画の中で成年後見制度における「意思決定支援の推進」が規定されています。まもなく5年計画の折り返し点を迎えます。この中で意思決定支援の整理が必要になってきています。

## 今日の話の概要

- i. 成年後見制度の現状認識
- ii. 成年後見制度利用促進法制定の経緯
- iii. 成年後見制度利用促進法の今
- iv. 意思決定支援とは

- i. **それではまず成年後見制度  
の現状認識から**

## 平成29年1月～12月の成年後見事件概況

(カッコ内は昨年の数字)

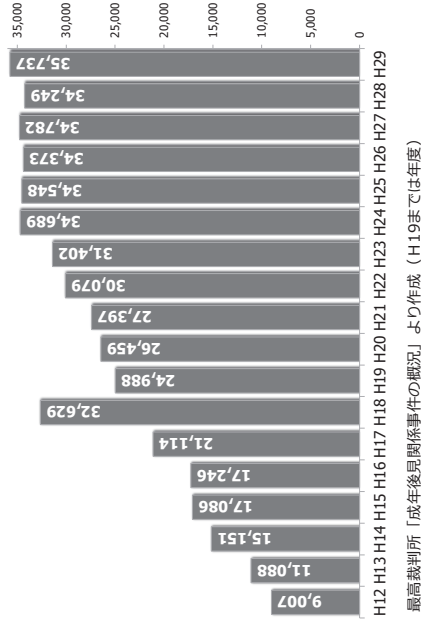
- ① **件数総数**: 3万5737件 (3万4249件)  
 後見審判2万7798件 (2万6836件)  
 任意後見804件 (791件)
- ② **審理期間**: 申立から決定まで2ヶ月以内約79%
- ③ **申立人**: 本人・親族が70%  
 市町村長申立が全国で7037件・27.6%  
 (6469件 全体の18.8%)
- ④ **本人の男女別**:  
**【男性】**80歳以上34.6% 70歳代24.4%  
**【女性】**80歳以上63.9% 70歳代17.5%

## 平成29年1月～12月の成年後見事件概況

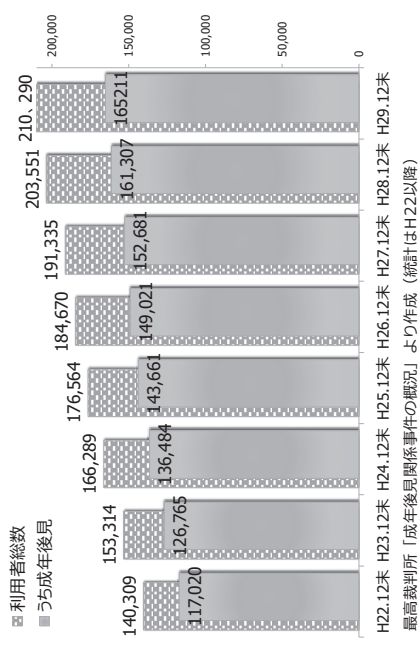
(カッコ内は昨年の数字)

- ⑤ **申立の動機**: ・財産管理処分 2万9477件  
 ・不動産処分 6532件  
 ・介護保険契約 7007件  
 ・身上監護のため 1万3312件  
 ・訴訟手続 1952件
- ⑥ **鑑定**: 鑑定省略9割強・鑑定期間1ヶ月以内が6割弱  
 鑑定費用5万円以下約58%、5～10万円約40%
- ⑦ **後見人等**: 親族 26.2% (28.1%)  
 第三者 73.8% (71.9%)  
**【内訳】**弁護士7967件、司法書士7967件、社会福祉士7967件

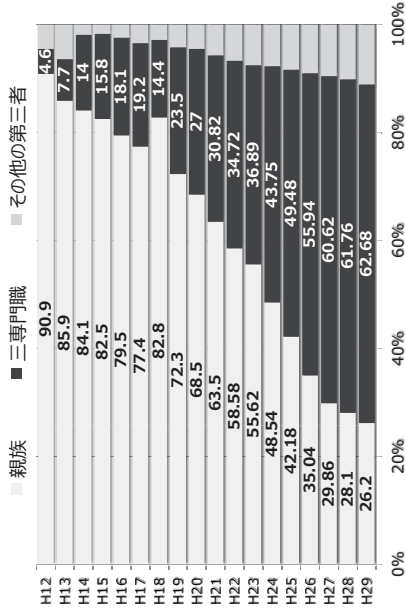
## 成年後見関係事件申立件数の推移



## 成年後見制度利用者数の推移



## 親族後見人と第三者後見人の比率



最高裁判所「成年後見関係事件の概況」より作成（H19までは年度）

## 【確認①】成年後見制度は一定の財産がある人のための制度か？

- (1)平成12年の施行後、当初はそのようなイメージであったとは確かである。
- (2)しかし、高齢者や障害者の中には、
  - ①年金の入る通帳が管理できないため、入所・入院費用や家賃が支払えない
  - ②福祉サービスが必要だが、福祉サービス契約が締結できない
  - ③年金しかないのに、多額ではないが訪問販売で不要なものを購入してしまう
  - ④親族が年金を管理してしまい、本人にとって必要な支出(福祉サービス費用等)ができない

## 【確認①】成年後見制度は一定の財産がある人のための制度か？

- (3)成年後見制度は、財産管理と身上監護方法の決定のために利用されるものであるが、「大きな財産の管理」だけを念頭におくものではなく、本人が「普通に地域で暮らせるための手助け」・・・「生活支援」のための制度であることを確認する必要がある。
- (4)そして、多くは誰もが人生の最後のステージでは生活支援の対象者になりうる。

安心して暮らすためには、成年後見制度という「装置」が必要になり、それは「地域」で準備する必要がある。

## 【確認②】成年後見制度は権利擁護支援のツールの一つに過ぎない？

- (1)高齢者・障害者が地域で生活をしていくためには、自分以外の人や組織から支援が必要となる場面がある。福祉サービスにより生活の支援を受けたり、自分の権利を護ってもらったり色々な場面がある。
- (2)この中で、権利擁護支援の方策の一つとしての成年後見制度がある。裁判所が関与し「枠組み」がはつきりし権限が明確？等のメリットはあるものの、種々の弊害もある。  
⇒利用すべき場面は多々あるが、他に支援方法を検討すべき場面もある。



## まとめ

1. 「使いにくい」面が種々あるといわれながらも、利用者が増大していること（一部停滞面もみられるが）
  - 毎年実数が1万人以上増えている
2. 今後、後で述べる促進計画が進んでいくなかで、「潜在的需要」が表にでてくる可能性があること
  - マグマ？みたくないものか？
3. そうすると、適切な成年後見制度が「地域」で実施されるような機関（啓発・相談・促進・支援等）が必要となる。⇒ 中核機関の設置へ
4. これがないと、高齢者や障害のある方の生活が保障されないことになる。

## iii。 利用促進法の制定の経緯

## 成年後見制度利用促進法の制定

- |                 |    |
|-----------------|----|
| (1) 平成28年4月 5日  | 成立 |
| (2) 平成28年4月 15日 | 公布 |
| (3) 平成28年5月 13日 | 施行 |



促進のための課題を意識した法律にはなっている

## この法律は何を目的に作られたか？

【議員立法提案者意見（自民・公明各議員）】

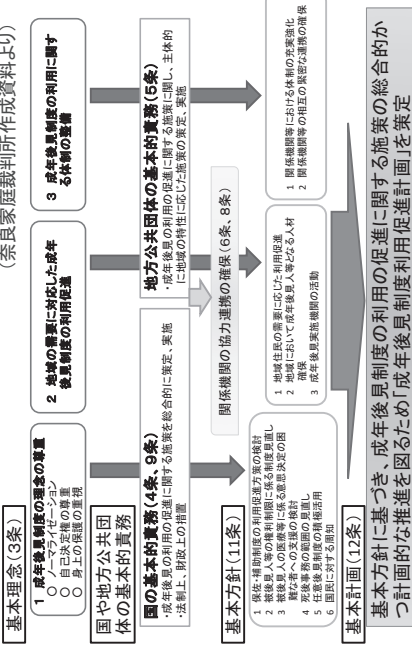
- ◆ 「成年後見制度は高齢者や障害者を支えるための仕組みとして必要」「しかし残念ながら利用を想定される方の人数ほど同制度が利用されていない」「こうした現状をふまえ、成年後見制度の利用促進を図るため、関係機関の連携を強化すべく体制を整備する国としての基本理念を定める必要がある」（但し、「現行法」での推進を図る（運用改善は念頭に置くが）抜本的な変革は行わないという制度設計で以後議論された）

↑ この推進計画を策定のために「内閣府」に成年後見制度促進会議（議長・内閣総理大臣）を設けた。

（詳細は、「成年後見2法」 創英社／三省堂／大口他）

# 成年後見制度の利用の促進に関する基本理念、基本方針と国、地方公共団体の基本的責務

(奈良家庭裁判所作成資料より)



## 同法成立に対する普通？の考え①

1. 必要な人に未だ利用が広がっていないことは事実であり、その意味では促進が必要であることは事実である。認知症高齢者や障害のある方(合わせれば700万人くらい？にはなる)をふまえれば、20万人という利用者の数はあまりにも少ない。その意味で必要な人が利用できるように、国として制度設計することは不可欠である。
2. しかし一方で、現状の成年後見制度には種々の欠陥もある。今回の利用促進法は、この問題点を一応意識しつつも運用改善によって対処しようとしている点に止まっている感がある。「それでは足らず、制度改革はいずれ、本来、必要であるとの意見あり」。

## 同法成立に対する普通？の考え②

3. とはいくもの、まずは成年後見制度利用促進の立場でできた法律に基づき「少なくとも」現在の成年後見制度の問題点を整理し、「附書事由」(目詰まり)を究明し、促進を図ることには一定の意義はある。
- ➡ 概ね、このような問題認識の下、議論が進められた。

「各種高齢者団体・障害者団体の代表と専門職団体(弁護士・司法書士・社会福祉士)の代表と研究者により、成年後見制度利用促進委員会が設けられ、ここで意見書を取りまとめ、促進会議が利用促進基本計画を策定する」こととなった。

## 基本計画を実施する関係者の責務に關する種々の条項

- 【利用促進法の抜粋】…法はこのように規定している
- 第4条(国の責務)
- 国は基本理念にのっとり、成年後見制度の利用促進に關する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 第5条(地方公共団体の責務)
  - …施策に關し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### 第9条（法制上の措置等）

政府は、第11条（利用促進の基本方針が定められている）に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置を速やかに講じなければならない。

### 第10条（施策の公表）

政府は、毎年1回、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

### 第23条（市町村の講ずる措置）・・・抜粋

(1) 市町村は「当該市町村区域における成年後見制度の利用促進に関する施策について基本計画を定めるように努めるとともに成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努める。

(2) ...利用促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のために、条例で定めるところにより、審議会その他の合議機関を置くよう努めるものとする。

### 第24条（都道府県の講ずる措置）

都道府県は、市町村が講ずる措置を推進するため、各市町村を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うように努めるものとする。

### 第6条（関係者の努力）

成年後見等実施機関及び関連事業者は、基本理念の通り、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

附則第1条～6条・・・（ここで書かれていることは）要するに平成28年5月から内閣府が所管し基本計画を作ります。

2. 基本計画作成等2年間（平成30年5月まで）は、内閣府はいろいろしますが、経過したら内閣府は権限を離します。その後の責任主体は政府になります。

3. 2年経過後からは、庶務事務局は厚生労働省において処理します。

→ 予定通り、

本年5月以降は厚生労働省所管となった。

## まとめ②

1. 国は法に基づき、いわゆる「促進計画」という「ロードマップ」を作った。
2. これが、今、地域におりて来ている。地方行政関係者の責務に関する法律上の条文は、これを示している。
3. 財政上の措置の範囲が、いまいや市町村や都道府県の責務が「努力義務」であること等があるが？
4. ⇒一定とありえず、「市町村の体制作り検討」のために平成30年度では人口10万人あたり300万円の地方交付税の財政措置がなされた。

## iii. 成年後見利用促進法の今

### 「成年後見制度利用促進基本計画」の概要

#### 【目標は4点】

- 基本計画において掲げられた施策の目標
1. 利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善
  2. 全国どの地域でも必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る
  3. 後見人等による不正防止を徹底するとともに利用しやすさとの調和を図り安心して利用できる環境整備
  4. ※成年被後見人の権利制限に係る措置（欠格案項）を見直す

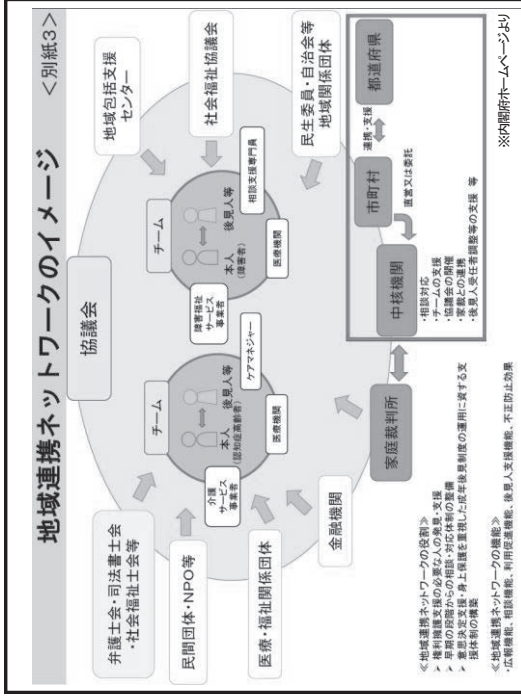
### 総合的かつ計画的に講ずべき施策

【以下の8点が掲げられている】

- ① 利用者がメリットを実現できる制度の運用・改善（身上保護の充実）
    - 意思決定支援を行うための指針の必要性
    - 本人の意思・身上監護に配慮した後見事務ができる適切な後見人を選ぶこと・・・後見人の適切な交代も視野に入れること
    - 後見・保佐・補助の判別が適切にできるようにする（診断書のあり方も考える）
- ⇒（平たく言うと）（必要な人に届くこと、ニーズがないのではなくニーズに気づいていない、全国どこでも使えるようにする）

## 総合的かつ計画的に講ずべき施策

- ② 権利擁護ネットワークと中核機関の設置《後述》
- ③ 不正防止の徹底と利用しやすいとの調和
  - 現行の「成年後見制度支援信託」(後見人の管理する大きな預金は信託銀行に預け、その入金金には裁判所の指示書がいくとのシステム)と並立・代替する新たな方策の検討
  - 専門職団体が監督機能として対応を強化する。
- ④ その他制度利用の促進に向けて取組むべきこと
  - 任意後見制度のメリット等の周知・相談対応
  - 成年後見制度利用に係る費用助成



## 総合的かつ計画的に講ずべき施策

- ⑤ 国・地方公共団体・関係団体の役割
- ⑥ 成年被後見人等の医療・介護にかかる意思決定が困難なものへの支援
  - 「関係者」の対応の指針・成年後見人等の具体的な役割等を検討する。
- ⑦ 成年被後見人等の権利制限にかかる措置の見直し…いわゆる欠格条項問題
- ⑧ 死後事務の範囲…平成28年10月に施行された改正法の施行状況をふまえながら

## 自治体における体制整備プロセス

### ステップ1 理解と意識化

手引き(平成30年3月に国の委託を受けて作ったもの。以下、「手引き」と略する)を参考書に。

手引きによれば、

- ◆ 成年後見制度利用促進法の内容を理解する。
- ◆ 国基本計画を理解する。
- ◆ いつまでに中核機関・協議会・市町村計画を作るか決める、イメージする。
- ◆ 所管の課を決める。

## 自治体における体制整備プロセス

### ステップ2 整備のイメージ作り

#### 1. 中核機関、協議会、市町村計画について

手引きによれば、

- ◆ 先進自治体を視察する
- ◆ 同規模自治体の照会をする  
モデルのイメージ作り
- ◆ 手引き20～21頁に中核機関のイメージあり  
(これを深めたものが手引き72～73頁)

中核機関	何をする機関にする？ 人員規模は？ 委託方式？補助金方式？
協議会	取り扱う内容の確認 従来の代用可能な協議会委員会を利用 設置の根拠(条例？内部要綱による設置？)
市町村 計画	作るのが望ましいが… 単独か広域か？ 地域福祉計画と連動させる？ことが現実的？

(1) 市町村の責任で、「中核機関」「連携ネットワーク」の準備に入ることになるが、現状では、「ほとんどの市町村が様子見」状態

⇒「降って湧いた」感があり、まだ「曇をつかむような状態」かもあれないが、少しずつ動きが

(2) 地域で、後見に関わる人々が「声をあげて」「関心を誘導して」下さい。

「まずはそろそろ考えてみませんか？」  
「一緒に勉強してみませんか？」

## 以下、考えてみる内容

### ① 広報・啓発

「広報・啓発」には、工夫がいる

- (ニーズに気付ける人への働きかけ等)
- ⇒ ニーズがないのではなく、ニーズに気づいていない
- ⇒ 行政が一軒一軒回ってニーズをとることは無理
- ⇒ 一次的相談機関や行政の他部署からの情報がきちつと「繋がる」ように。

### ② 相談受付・アセスメント

支援の必要性、その内容の検討等  
⇒ 後見制度かそれ以外の見極め。本人の事前の意思は？



### ③ 利用促進(申立支援、候補者の判断)

(申立支援を行い、誰が適切な候補者かを判断し推薦する)

- 申立の支援を行う⇒申立人(親族等)の利益中心にならないように
- マッチング⇒親族受当 事案・法律職、福祉職受当 事案・市民後見人 事案の見極め⇒「本人にとって最もよい後見人は」、親族の納得(説得?も)あれば
- 裁判所とのイメージの共有が必要

いわゆる基本計画に定められた「マッチング機能」をどこが担うのかの準備が必要

### ④ 後見人支援機能

親族等支援機能は、相当範囲が広がるはずである

- A) 現在の、後見人の7割が第三者・3割が親族という不正常的状況は改められるべきとの共通認識? 現在でもそうだが、親族後見にゆり戻しがあった時にはこの支援が相当大きくなることは確実  
・・・後見人は一般に孤独?
- B) この支援に関して、行政と中核機関候補団体が協議して煮詰めることが不可欠
- C) 親族後見人等の情報を裁判所から行政はどう受領するか?

### ⑤ 不正防止効果

④の中で、相談支援を行うことで不正防止を図る?

不正を見つけた場合は、裁判所へ連絡?

(この扱いをあまり軽々とすると、親族後見人の信頼を失う?)

・・・悩ましい面もある。

「ここに相談なんかすると裁判所に通告される、相談には行かないよ!」と思われることにならないか?

## 自治体における体制整備プロセス

### ステップ3 具体的な推進方策検討

手引きによれば、

1. 自治体としての方針の検討  
担当部署を決めて「そこが主体となって」中核機関の設置、機能等を推進させる。(中核手引き61頁・協議会手引き62頁・市町村計画手引き94頁)
2. 内部の合意形成

## 自治体における体制整備プロセス

### ステップ4 推進方策合議・確定・通知

手引きによれば、

- ◆ 外部を交えた詳細検討・合議・確定  
… プレ協議会を開き、内容を確定させる。
- ◆ 家庭裁判所との調整
- ◆ 各種計画(地域福祉計画等)の改定時期との連動
- ◆ 予算確保・次年度事業計画等への反映
- ◆ 周知

## iv. 高齢者や障害者の意思決定支援

1. これまで前半の議論は、成年後見制度の欠陥を意識しつつも成年後見制度利用促進法の話をしました。
2. 後半はこれをふまえつつ、障害者権利条約の理念をふまえて、高齢者や障害者の方の「意思決定支援」のあり方についてお話しす。

## 意思決定支援という概念について

確定していないが…

少なくとも下記は共通

- ① 障害者権利条約に影響されている
- ② 今まで守られる対象でしかなかった人たちが障害のない人と同様に、障害があろうがなかろうが、主役とする。支援者は環境整備のための脇役
- ③ 自己決定支援型の徹底

「多くの関係者」は「この言葉」は理解していると思われるが…?

## 国連障害者権利条約について

1. 日本は、平成19年に外務大臣が署名し、
2. 国会が平成25年12月4日に国会議決し、批准して、
3. 平成26年2月19日に国内的に効力をもちました。



### 批准された障害者権利条約と成年後見制度の関係は？

～現行成年後見制度は、障害者権利条約12条との関係でかなり問題あり？～ 注意点

平成25年12月4日 国会承認  
平成26年2月19日 効力発行

- (1) 1項 障害者は「法律の前に等しく認められる権利」を有する
- (2) 2項 ～4項 「法的能力の享受」「能力を行使するにあたって必要とする支援を行う」この支援は「意向の尊重・状況に応じて適合する範囲・可能な限り短い期間・公平な当局、司法機関による定期的な審査」

### 障害者権利条約の基本理念

『今まで「守られる対象にすぎなかった」人々を、障害がある人もない人も人生の主役として自分らしく生きるといふ、ごくごくあたり前のことを確認するもの』

成年後見制度が「保護の客体」という発想で行われようとすると・・・本人のためによかれと思いい代行決定(勝手に決めてしまふ)をすると、本人の自己決定(勝手に決めてしまふ)をすることで、本人を生む。

### 障害者権利条約12条第2項

「障害者があらゆる側面において他の者と平等に法的能力を有する」

日本の後見制度は、後見人(保佐を含む)に、本人の行為に対する**広範な取消権**を与えていることが問題となる。

### 同第3項

『判断能力が不十分な者の支援・保護の手法を従来の代理・代行によるものから「支援付意思決定」(意思決定支援)に転換すること』を求めている。

成年後見制度は、後見人による「**広範な代理・代行**」権限を認めていることが問題となる。

## その他 同第4項

「法的能力を行使する際の（制限に対して）濫用防止すること」

～「本人意思の尊重・本人の状況に応ずる・可能な限り短い期間・公平な当局による定期的な審査」が規定されている。



日本の後見制度は、「期間無制限」で「定期的な再審査の規定」がなく「後見が宣告されれば一律に本人の行為を制限することが認められている」点が問題となる。

## 条約12条「第3項」にいう意思決定支援の意味

意思決定支援という言葉が色々な場面で使われている。

- **障害者基本法23条(相談等)**「国及び地方公共団体は障害者の意思決定支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他に対する相談業務…が適切に行われなければならない」
- **知的障害者福祉法(支援体制の整備)**「市町村は、知的障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、この章に規定する更生保護、日常生活及び社会生活を総合的に支援するため」
- **障害者総合支援法42条(サービスマスターの責務)**「…福祉サービスマスターは…障害者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう障害者の意思決定支援に配慮するとともに…」

## 今までの意思決定支援のイメージ

1. 本人の意思をできる限り尊重して、決めますが、困難な時には、本人のためによかれと思うことを決める。
2. 本人が適切でないとの判断をするときは本人を守るために、本人の最善の利益ふまえて決める。



しかし、本人が決めているといえるか…  
本人が主役か？

## 意思決定支援論の整理①

(佐藤彰一教授の整理)

- ◆ 「この人は判断能力が不十分であるので、できる限り本人の意思は尊重するが、判断能力が不十分なため、周囲のことは勿論自分のことについても適切な判断をすることができない。その結果、社会生活や日常生活で困難な状況になる。だから福祉関係者らが関わって、その人のことについて判断しなければならぬ」



能力不存在推定

## 意思決定支援論の整理②

(佐藤彰一教授の整理)

- ◆「どんなに重い認知症の人であっても、その人なりの人生を生きてきた経緯があり、その人なりの思い、そして判断がありうる。適切な判断が自分ではできないと周囲から見られていた人々も、支援さえ受ければ、その人なりの決定ができる」



能力存在推定(パラダイム転換)

## パラダイム転換での発想からいけば

1. 意思決定支援が問題になる局面は、ご本人にとって重要で、加えて、まわりにも影響を与える問題についての決定。
2. ある人にそのことについて適切に決定する能力と意思があるかないかは、他人には明確に断定できない。
3. 他人(支援者)にできることは、「ある」「ない」「ある」「ない」か、いずれかを「推測」しているだけである。
4. これまでは、「ない」と「推測」することが多かった(能力不存在推定)。
5. これからは「ある」と推測する方向へ変わった(能力存在推定)。

## パラダイム転換での発想からいけば

6. しかし、「ある」としても、その真意を確認する能力が支援者側になければ、結局、それに従えないし、支援もできない。
7. つまり、意思決定支援ができない場合とは、支援者側に本人の意思を確認できない場合であり(あるいは、本人の決定を妨げている環境の改善ができない場合)、それは本人の能力とは関係がない。支援者側の能力の問題である。
8. だから代行決定をする支援者は、自己に意思決定支援の能力がないことを自ら確認し、同時に、そのことを他の人に説明できないといけない。
9. 要するに、代行決定は、本人に能力がないから行う者ではない。支援者に能力がないから行うものである。

## 障害者権利条約における「自己決定」と「他人決定」の再度の整理

\*現在の国連人権委員会の一般的意見書は次のように言う。「判断能力が不十分な人に対する法的支援の枠組みから一切の代理・代行決定を排除して、法的支援方法を意思決定支援に全面的に置き換えるべきである」

しかし、

- ①この意見は極端。批准時には、ここまではいわれられておらず国際的なコンセンサスははない。
- ②しかし、「能力存在推定」の考え方は、国際的コンセンサス? になりつつある。

「代行決定は他に方法のない最後の最後の手段(ラストリゾート)」ということとは、成年後見制度においても意議すべし。(次項)

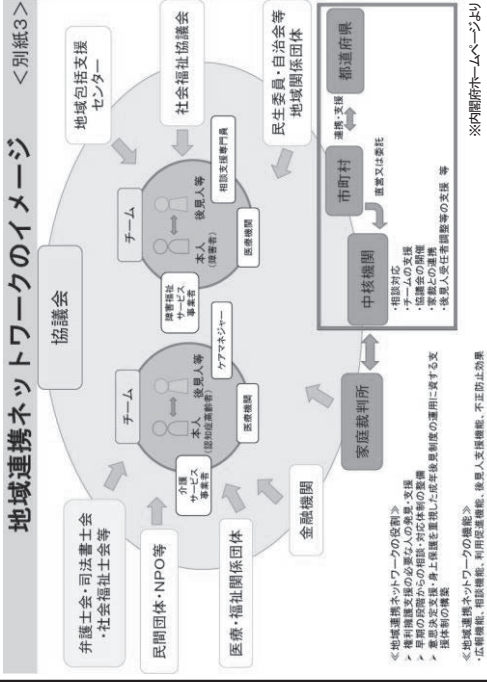
## 意思決定支援をふまえた成年後見活動

(1) 代理権行使前に意思決定支援を試みるべき  
意思決定支援が第1ステージ、代理権行使は第2ステージ

(2) 本人の福祉を図るよりも本人の意思尊重に  
ウエイトをおいて考えるべき

但し、本人の意思を尊重するだけであれば後見人を選任する必要もない。安全・安心な生活が送られないから後見人が選ばれている。第1ステージで万策尽きて本人の財産や身体を守るために必要なら他者決定は許されると考えるべき。

(3) 取消権の謙抑的行使 ……但し上と同様



## この図の中で後見人活動を例にとると

◆中の小さい円…被後見人の周りには、後見人のほか、チームがあり、継続的に意思決定支援を行う。

日常生活のなかには、食事、外出、衣服の選択、余暇の選択等がある。意思決定支援がなされ、意思が尊重された生活積み重ねること意欲を育てることにもなる

◆外の大きい円…社会生活のなかで地域の人との共生がある。例えば、入所施設から地域での一人暮らしを選択する等の場面では、より制限の少ない在宅移行を原則として意思決定支援を進める。

## 成年後見における意思決定支援の範囲①

(1) 広義の意思決定支援は「判断能力が不十分な方」に対して、例えば、「ご飯を食べる？パンを食べる？」という場面、「どんば服？半袖？長袖？」という場面等、様々なケースに在する。

→権利擁護とは無関係ではないが、成年後見の射程ではない？

(2) これに対して、成年後見が職務の一貫として視野にいれべき意思決定支援は、「法律上、特別の権限が与えられ、それに関連して意思決定支援」について成年後見人が意思決定支援と関わっていくという点である。

→成年後見制度の本来の意思決定支援の範囲は意識すべき(但し、範囲外にかかわってはいけないわけではない)

## 成年後見における意思決定支援の範囲②

— 〈私見〉…誤解を恐れずに言えば

- (1) 意思決定支援は、本人にとって広い範囲で必要なことは確かである。
- (2) しかしそれが「成年後見人」としての職務の範囲なのかは念頭におくべき。
- (3) 成年後見人は「あくまで法律行為の支援を通しての」「本人の権利を守る」制度である。
- (4) 例えば、市民後見人の活動に、この枠組みを意識されずに広い意思決定支援にかかわることが当然となると(悪いことではない)、成年後見制度の位置づけを曖昧にしてしまう。
- (5) ひいては一般の後見活動の範囲に誤解が生じかねない。

## ここで・番外編・医療同意問題

成年後見利用促進計画においては

「成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討」

平成29～31年度において「医療介護の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理」を行う

平成31～33年度「参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善」を行う

➡ **行う主体は国、または国の委託を受けたものか？**

## 法律論

- (1) 医療について決定することができるとは誰か？

➡ **本人(一身専属権)**

注意1 ⚠️ 成年後見人には医療契約を締結する権限はあるが医療内容について同意する権限はない。  
(同意書にサインをしたとしても法律上の効果はない)

注意2 ⚠️ 第三者による医療同意権はない。  
「一般の場合における決定・同意権者について社会一般のコンセンサスが得られるとは到底言い難い状況の下で本人の自己決定と基本的人権との抵触の問題についての検討も未解決のまま、決定するのは時期尚早である」(立法者の解説書)

- (2) 家族は同意権はないのか？ ➡ 「正直って」曖昧

一応の到達点は？

本人だけが医療についての決定権を有することは維持しつつ「家族」が「本人の意思を推定できる場合」には「その家族」に医療同意権を認める。

注意1 ⚠️ 家族が本人の代理人として行うのではなく「本人の意思を推定」できる「本人同視」だから認めるもの

注意2 ⚠️ 本人の意思が推定できない家族は、「基本的には第三者と同じ？

## 医療ガイドラインと成年後見人

- (1) ガイドラインには成年後見人への言及はない。
- (2) 「本人の意思を推定できない」場合にも役割可能か？

① 情報提供等

② 本人にとっての最善の方針を決定する  
「親しい友人？」

## 一応のガイドライン

※医療同意 厚生労働省「終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン」

平成19年5月公表・平成27年3月確認  
ガイドラインによれば、患者の意思が確認できない場合には、以下のように方針とすることとしている。

□家族が患者の意思を推定できる場合によれば、その推定意思を尊重し、患者にとって最善の治療方針をとることを基本とすること  
□家族が患者の意思を推定できない場合には、患者にとって何が最善であるかについて家族と十分に話し合い、患者にとっての最善の治療方針をとることを基本とすること  
□家族がいない場合及び家族が判断を医療・介護チームに委ねる場合には、患者にとっての最善の治療方針をとることを基本とすること

## 法律論一展望

- (1) 本人にしか「医療」についての決定権がないという法的・立場を維持すると、「本人の意思を推定できる家族」という曖昧な？概念が重視されることになる。
- (2) 医療手術等「身体的侵襲」(体にメスを入れる等)という本人に権利侵害をもたらしかねないことを「必要に迫られて」このまま続けていってもいいのか？
- (3) 結局は法律を作るしかない？ことは明らか。ただ、この法律制定がなかなか進まない。  
(実は、日弁連の中でも意見がまとまらない)  
・・・いつになるかも判らない。

## 現実論①

一改正のないまま法律論を貫くと「医療現場」は現実的には大変困難な状況が続くことは確かか？

(医療側から)

- ・認知症の方で独居の方の場合、「本人の意思を推定できる家族」もないし
- ・成年後見人には医療同意権がないし
- ・今後判断できない患者さんが増えるのに何とかできないですか？





## 現実論②

(支援者・後見人側から)

・とにかく誰かが同意しないと「手術はしない」という、かたくな医師が未だにいる(少なくともあったが)

・医師の説明を受けて理解し適切な手術だと思おうので同意してもいいと思うのだが

…それでもダメですか？



## 現実論③ 「事前指示書」の尊重への関与

(1) 適切な条件で、適切なプロセスを経て作成されたものであれば、尊重する方向で…

(2) 但し、以下の吟味が必要

- ① 本人自身の作成か？
- ② 過去のものではないか？
- ③ 苦痛の緩和は？
- ④ 事前指示書の作成時のカンファレンスが  
\_\_\_\_ 適切になされたか？

## 注意 ⚠

人生の最終段階における高齢者と、  
そうでない障害者(ALS)では違う。

「適切な介護サービスがないから」、  
事前指示書を作ってしまう？ことは避けなければならぬ。

## 現実論④ 具体的医療ごとでの違い



…それぞれ状況が異なる。

- ① 生命に対する影響の大小
- ② その後のQOLに対する影響の大小
- ③ 緊急性の大小

## 成年後見人の立場から

### 医療同意についての工夫～

- (1) 医療同意はできないが、医療側が本人の「関係者」に説明をしたいということであれば、説明を聞き、「説明を聞いた」ということについて署名捺印をしてもいいのではないかと？
- (2) 本人の医療同意に対する「本人の決定」にあたり、本人の意思を引き出す工夫はできないか？（意思決定支援）・・・「ゆっくりと」「くりかえし」「ていねいに」話しをする工夫。
- (3) 成年後見人には、医療同意権までは認められないものの、本人が適切な医療を受ける機会が失われないようにする役割は大事である。

## 成年後見人の立場から

- (4) 成年後見人は医療同意はできないが情報の提供はできるし、本人の権利擁護の立場から医療側と意見交換はできる。
- (5) 成年後見人は、身上監護についての配慮義務を負担する。医療同意権がないということは、医療に無関心であることは異なる。
  - ・・・必要に応じて「医療行為の意思決定支援」に参加する、「カンファレンス」に参加することが必要な場合もある。

➡ 「参加する環境」を後見人が自ら意識する必要がある？

## 最後に一事例を通して①

- ◆ 成年被後見人は、子どもの頃からの鉄道模型好き。
- ◆ 多数のコレクションを持っている。認知症の進んだ今も、毎日のように模型店を訪れ、時々、最新型のもを購入したりしている。しかし、最近は購入したものを「箱」にいれただけのまま開けることなく放置することもある。
- ◆ 本人には退職金を含めて多額の預金があるので、今まで通り購入を続けても生活に困る心配はない。しかし、成年後見人は無駄遣いと思えない。

## 検討事項

1. 利用者以外の一般人との区別から見ると、判断能力が十分である一般人であっても、契約の締結にあたって、常にベストの選択をしていない。
  - ・・・被後見人だからといっていつもベストの選択が求められるのか？
2. 成年後見人の価値観の押しつけをしていないか？
  - ・・・本人の活動に一定の幅を求めていくためには、後見人の狭い価値基準だけで判断しない。  
【興味のない人にはその気持ちがわからない】
3. 「取消権の行使は抑制的に」・・・取り消さない



## 事例②

◆ 成年被後見人は、たまたま自宅を訪れたセールスマンがとても親身に自分の話を聞いてくれたことに感激し、そのセールスマンの売っている商品を大量に買い込んだ上に、『自分の財産を全部そのセールスマンに贈与する』という書面を書いて、そのセールスマンに渡してしまった。

## 検討事項

1. 取消権を抑制的に運用するということは、利用者の行動を放置しているということではない。  
 ……そもそも後見人に取消権を与えた意味がまるであくなくなる。
2. ①利用者の意思表示が自己決定権保障のための前提条件を書いているか？  
 ⇒商品の内容の理解は？説明は？  
 ②将来の自己決定権の基盤そのものを失わせてしまうような意思決定ではないか？  
 ⇒このような場合には取消権を使うべき…取り消す

## 事例③

- ◆ 補助人が在宅で暮らす軽い認知症の高齢者宅を訪れた。  
 被補助人である彼女は一人で居住する85歳の女性である。
- ◆ 「羽毛フトン」セットが2組増えていた。
- ◆ 補助人が驚き、書類を見せてもらったら、一点セットはいずれも20万円を超えており、補助人の取消権の範囲であった。
- ◆ 本人には一定の資産があり、払うことはできるし、払っても本人の生活に支障はないものの、一人住まいに複数のフトンはいらないと考え、補助人は消費者被害であると考え取消権を行使しようと考えている。

## 検討事項

1. 本人は、羽毛布団を色々使い、就寝時の快適な生活を望んでいるのではないか？  
 ⇒そうであれば、本人の趣味(羽毛布団コレクター)（許される無駄遣い？）の範囲ではないか？
2. 一方で、価格が適当なのかどうかは一応判断する必要がある。高めではあるが暴利売買ではない。  
 ⇒あまりにも不適當な価格は放置はできないが、純粋な客観的他人決定に陥ってはならない。安易に本人の意思を考慮せず、客観的な判断で取消権を行使することは避けるべき？  
 ……[ 取消をしない場面あり ] ……

## 事例④

- ◆ 補助人は、在宅で暮らす知的障害者の被補助人65歳を援助している。預金管理の代理権を有している。健康上の問題があり、医師からは「高カロリーの食事」は慎むように言われていた。
- ◆ 被補助人は、高カロリーの食品を購入し続けており、その価格も高価であるが、本人の収支の中で支払可能であるため、今までは相当額を事前に本人に渡し、容認してきた。
- ◆ 本人の健康数値が悪化し、医師からは「禁止しないと生命にかかわる」との指示があった。この点を本人に説明したが、本人は理解しない。「健康を書いてもいい」旨の発言さえある。
- ◆ さて補助人としては？

## 事例⑤

- ◆ アルコール依存症である成年被後見人がビール1ダースを近くの酒屋に勝手に注文してしまった。
- ◆ 成年後見人は、取り消すべきか？

### 日常生活に関する行為？

## 事例⑥

- ◆ 成年被後見人本人は、極度のヘビースモーカーである。施設生活をしている。施設内は禁煙である。タバコは、本人の健康を害するし、周囲の人に迷惑もかける。そのことは本人も一応理解はしているが、健康を害しても、私はそれほど長生きしたいと思っていない。後見人は止めるべきだと思っている。
- ◆ 本人がタバコ1カートンの購入を希望した場合、成年後見人は、この本人の希望を尊重すべきか？

大変ですが、頑張りましょう！

## 演 習

### 1. 事例紹介

### 2. 個人ワーク

エコマップ作成（シート1）

Aさんを中心とした現状のエコマップを作成する。

### 3. グループワーク

#### ①自己紹介

#### ②事例の見立てと支援の組み立て（シート2）

不適切な状況やその背景、要因、対応方針の設定、対応策について記入する。

#### ③エコマップ（シート3）

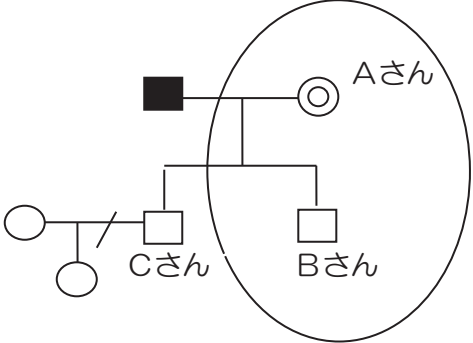
支援開始後をイメージしながら、エコマップを作成する。

### 4. 発表

### 5. 事例解説

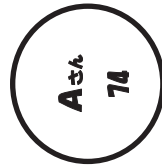
権利擁護支援従事者研修 事例

全国権利擁護支援ネットワーク

<p>家族構成</p> 	<p>経済状況</p> <p>Aさんの老齢年金（約6万円/月）、          Bさんの障害基礎年金（約6.5万円/月）、          生活保護</p>
<p>Aさん：74歳、物忘れあり。認知症疑われる。未受診。          Bさん：38歳、療育手帳B所持、就労継続支援B型事業所に通っている。          Cさん：44歳、派遣社員</p>	<p>生活環境</p> <p>自宅は県営住宅の3階。          エレベーターなし。</p>
<p>Aさんは、次男Bさんと二人暮らし。二人の年金と生活保護費で何とか生活を営んでいた。ところが今年4月より長男Cさんが頻回に実家に戻ってくるようになり、6月からは同居するようになった。</p> <p>Cさんが同居していることを市の生活保護の担当ケースワーカーが知り、Aさん宅に訪問した。Aさんの話では、「Cは借金を抱えて家に戻ってきた。食事代がかかるし生活が苦しい。」とのこと。そこへCさんが帰宅。ケースワーカーが事情を尋ねると、「他市で暮らしていたが、リストラに遭い、500万円の住宅ローンの返済に困り、貸金業者に借金をしたまま返済ができなくなった。そのため妻と別居して戻ってきた。派遣社員で働いているものの、収入の全てを借金の返済に回している。」とのことだった。</p> <p>ケースワーカーは、Cさんが同居するとなっては、生活保護の廃止をしなければならないと告げ帰っていった。その後、1か月たってもCさんは同居のままであったため、7月、生活保護は廃止された。</p> <p>9月初め、民生委員から地域包括支援センターに相談が入った。内容は、「Aさんがお金を借りに来るので迷惑している。」「スーパーでおつりがわからない様子だった。」などと近隣の人から苦情や心配の声が出ているというものだった。地域包括支援センターは、Aさん宅に訪問し、玄関先でAさんに向かって、「生活で困ったことがあれば相談して下さい。」と話しかけたが、Aさんは「何も困ったことはないです。」と、それ以上の訪問を拒否した。玄関先からは、ペットボトルやカップラーメンの空が転がっているのが見えた。</p> <p>また、一方でBさんは最近頭が痛いと言っては事業所を休みがちになっており、出勤しても仲間とあまり話さなくなった。心配した事業所の職員がBさんに尋ねると、「兄が帰ってきて、毎日口うるさく掃除をしろ、テレビをつけるな、タバコを吸うなと命令するので嫌だ、もう家を出たい。」とのことだった。職員は、Aさんに電話を入れ、Bさんの訴えを話すが、Aさんは、「大丈夫です。私からよく言い聞かせますから。」と言うばかりだった。</p>	

現在

(シート1)



事例の見立てと支援の組み立て

(シート2)

	見立て	支援の組み立て
Aさん		
Bさん		
Cさん		



## 事例解説

全国権利擁護支援ネットワーク



## 事案の全体像

	2016年 4月 6月 7月	9月
<b>Aさん (74歳)</b> 年金:月6万	・認知症疑い ・「生活が苦しい」 ・生活保護廃止	・近所にお金を借りる ・おつりがわからぬ ・掃除ができぬ ・「困ったことばかり」
<b>Bさん (38歳)</b> 年金月6.5万円	・知的障害 ・生活保護廃止	・断が痛い ・事業所を休みがち ・仲間と話さぬ ・兄へのストレス ・家を出たい
<b>Cさん (49歳)</b> 収入月20万円	・借金 ・同居	
		生活困窮・環境劣化の進行

## 支援困難事例とは・・・



\* 3つの要素が深く関与して発生する

「支援困難事例」に向き合う「岩間伸之 著より」

## 個人的要因

個人(本人)に帰属する要因

- Aさんの認知症疑い
- 未受診
- 金銭管理が不安定



## 社会的要因

本人を取り巻く社会環境や本人をめぐる関係性が要因

- Cさんが負債を抱えて帰ってきた
- 生活保護の打ち切り
- 生活が苦しい

## 不適切な対応

援助者側による不適切な対応(関わりのま  
ずさや不十分な働きかけ)が要因

- ケースワーカーが生活保護の廃止を告げ、1か月後に廃止となった。
- 包括が訪問し、玄関先で「生活で困ったことがあれば相談して下さい」と話した。
- 関係者間での情報共有ができていない。  
=チームアプローチが機能不全を起している。

## 事例の「見立て」と支援の組み立て

	「見立て」	支援の組み立て
全体像	全員に何らかの支援ニーズ 複合支援ニーズ	支援のキーパーソンの設定 多様な支援機関の確保と協働
Aさん	認知症疑い、未受診 生活環境の悪化 金銭管理が不安定 生活困窮	受診 介護保険申請、利用 日常生活自立支援事業等の活用 生活保護申請も含めた生活困窮 に関する相談(Cとの関係調整)
Bさん	精神面での不安定さ 兄との関係悪化 自立生活への意向は？	関係者間のネットワーク 自立生活支援への支援 成年後見制度の利用の検討
Cさん	借金の問題 生活場所の選定 就労の不安定	借金問題への対応(弁護士相談) 今後の居所の検討 就労も含めた生活再建

## 働きかけのポイント(Aさんの場合)

- ① 他者の介入を排除している背景を理解しつづ。  
援助関係を築いていく  
→ Aさんは、「支援者は味方ではない」という感情を持っている。
- ② Aさんの不安に向き合う  
→ 経済的に苦しいというだけでなく、CさんとBさんへの心配、自身の金銭管理への不安感などAさんの抱えている問題はさまざま

### 働きかけのポイント(Aさんの場合)

- ③ Cさんに対する感情を理解する  
→「Cが帰ってきたから生活が苦しい」という愚痴と同時に「哀れそうだが、助けてあげたい」という相反する感情を持っている。  
→支援者は、Cさんを批判するのではなく、援助の対象として捉えていることを伝える。
- ④ Aさんの気づきを促し、支える  
→Aさんが現実を見つめ、どうするのかを決めていく過程を支える。

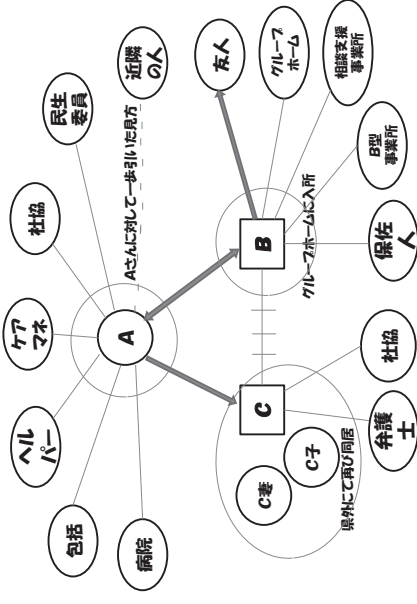
### 働きかけのポイント(Bさんの場合)

- ① Bさんの自立生活への意向の確認を行う  
→母への思い、兄への感情なども含め、本人がどうしたいのかを丁寧に聞き取る。
- ② 本人がイメージできるような提案をする  
→一緒にグループホームの見学に行くなど、具体的にイメージできるように工夫を行う。

### 働きかけのポイント(Cさんの場合)

- ① Cさんを否定せず、意向を聞き取る  
→家にお金を入れるか、出ていくかを迫るのではなく、本人はどのような生活を望んでいるのかについて聞き取る。
- ② 債務整理の提案を具体的に言う  
→債務整理の手段があることを伝え、今後の見通しを一緒に立てる。

### 支援開始後のエコマップ



4、 11月23日 山口県萩市

2018年11月23日

## 権利擁護支援の基本と意思決定支援

### 成年後見制度利用促進の国の動向

全国権利擁護支援ネットワーク代表

国学院大学教授・弁護士

佐藤 彰一

#### ■権利擁護支援ってなに？

言葉の意味

三つの輪（生活支援・相談支援・法的支援）

権利擁護の要素（自己決定支援・生活利益・社会的承認）

#### ■意思決定支援とはなにか

パラダイム転換（能力不存在推定から能力存在推定へ）

パラダイム転換からみた代行決定

#### ■成年後見人は意思決定支援者なのか？

民法 858 条（成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮）

「成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。」

ガイドラインは？

後見人等のための意思決定支援ガイドライン（大阪意思決定支援研究会）

[http://www.osakaben.or.jp/info/2018/2018\\_0510.php](http://www.osakaben.or.jp/info/2018/2018_0510.php)（大阪弁護士会のサイト）

#### ■平成 29 年 1 月 16 日松江地裁判決

賃金と社会保障 1707 号 30 頁以下 任務懈怠の後見人に損害賠償を命じる判決

平成 13（2001）年 9 月 5 日成年後見開始の審判 同時に被告選任（司法書士）

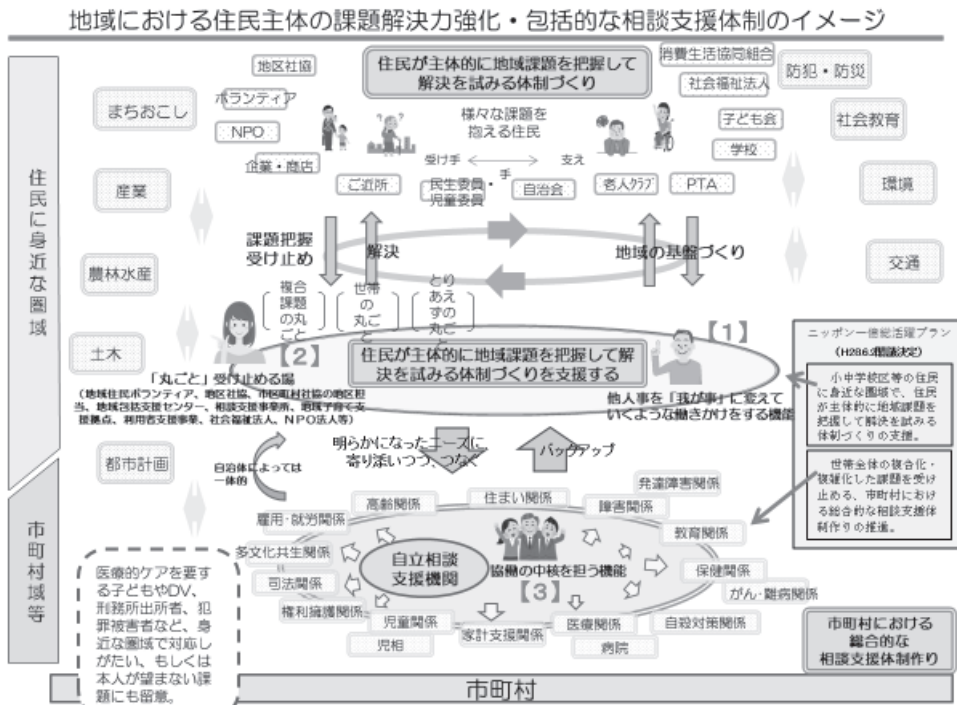
- ・平成 26（2014）年 2 月 10 日辞任許可 後任は別の司法書士
- ・（争点 1）一度も本人と面談しなかった（状況把握） 裁量
- ・（争点 2）家裁への報告が遅れる。 義務違反 しかし損害なし
- ・（争点 3）胃ろう造設後の食事契約（月額約 4 万） 義務違反 229 万 4874 円
- ・（争点 4）生命保険契約の締結 裁量
- ・（争点 5）車椅子のレンタル（体に合わない・補装具費支給制度）70 万 8000 円
- ・（争点 6）引き継ぎの遅れ 義務違反 損害なし
- ・（争点 7）障害者年金の申請を取らなかった

財産管理として不適切

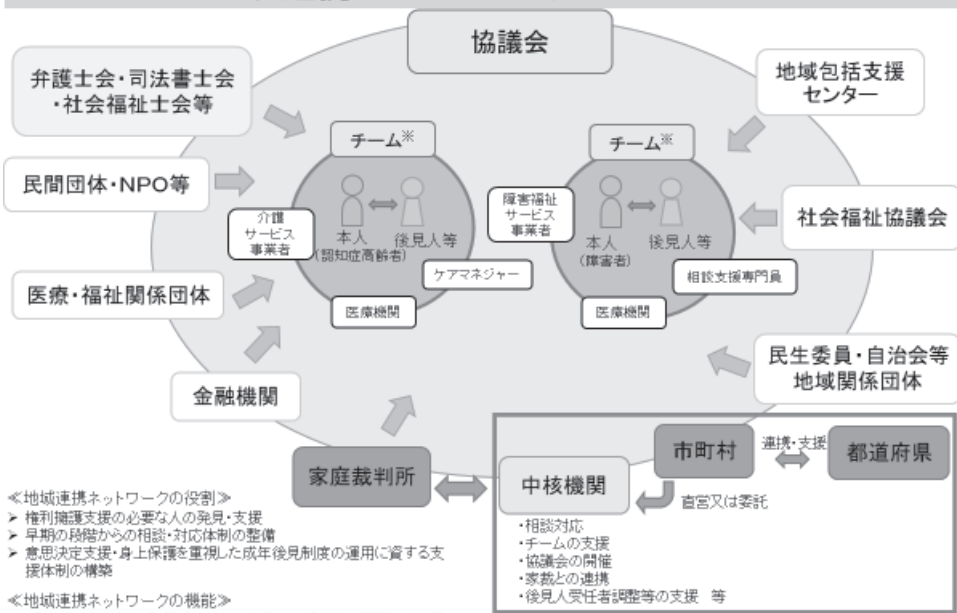
776 万 5017 円

合計 1076 万 7891 円の支払いを命じる

■促進の基本計画・「わがまる」の地域福祉計画の今後



### 地域連携ネットワークのイメージ



■ 施設虐待の実態

やまゆりの衝撃

袖ヶ浦の事件から

能力存在推定・能力不存在推定

## 権利擁護から考える

	自立型権利擁護	管理型権利擁護	やまゆり元職員
障害者の能力	存在推定	不存在推定	不存在推定
決定形態	自己決定支援	代行決定	他者決定
利益	ご本人の主観的利益優先	ご本人の主観的利益と客観的利益が混在	社会的利益(障害者を人間とみない視野狭窄)
価値	ケア・エンパワー(社会参加)+(語りを紡ぐ)	ケア(安全重視)+正義(功利主義)	独断的正義
個人の扱い	主体(相互依存)	客体(保護の対象)	手段(利用価値がなければ抹殺)

28

参考文献

- ・日本福祉大学権利擁護研究センターほか編「権利擁護が分かる意思決定支援」ミネルヴァ書房(2018)
- ・「成年後見人の見守り義務などについて」賃金と社会保障 1713号(2018年9月上旬号) pp19-34(松江事件の評釈)
- ・佐藤彰一「虐待防止への視点 ～虐待の背景と現状を踏まえて～」実践成年後見 61号 pp59-69(2016)

### 【家族構成】

Aさん：74歳（男）、物忘れあり。認知症（軽度の知的障害）を疑われる。

未受診。預貯金50万円。

Bさん：44歳（男）、療育手帳B所持。一般就労。預貯金200万円

萩市在住。自宅は県営住宅の3階。エレベーターなし。

Cさん：42歳（男）、土木作業員。隣の県（島根県益田市）に妻子と在住。

### 【経済状況】

Aさん：老齢年金（月6万円／月）      Bさん：一般就労（約10万円／月）

### 【事案の概要】

Aさんは長男のBさんと二人暮らし。ところが、今年4月より次男Cさんが頻繁に実家に戻ってくるようになり、6月からは同居するようになった。

Cさんが同居していることを障害者生活支援センターの相談員が知り、Aさんに事情を確認した。Aさんの話では、「Cが突然帰ってきた。生活費を入れないので、食事代が掛かるし、生活が苦しい。」とのこと。そこへCさんが帰宅したことから、相談員が事情を尋ねると、「結婚して益田市で暮らしていたが、リストラに遭い、仕事を失った。サラ金からお金を借りていたが、それも返済できなくなった。そのため、妻と喧嘩が絶えず、別居して、実家に戻ってきた。今は、日雇いで現場作業に出ているものの、収入の全てを借金の返済に回している。」とのことだった。9月初め、民生委員から地域包括支援センターに相談が入った。内容は「Aさんがお金を借りにくるので迷惑している」、「近所の売店で買い物をした際に、おつりが分からない様子だった」「スーパーで、お金を払わないで店を出ようとして、店員に止められているのを見た」などと近隣の人から苦情や心配の声が出て



いるというものだった。地域包括支援センターの職員が、Aさん宅を訪問し、玄関先でAさんに向かって、「生活で困ったことがあれば相談してください。」と話し掛けたが、Aさんは「何も困ったことはないです。」とそれ以上の訪問を拒否した。玄関先からは、ペットボトルやカップラーメンの空が転がっているのが見えた。

また、Bさんは、最近身体の調子が悪いと言っては仕事を休みがちになっており、出勤しても仲間とあまり話をしなくなった。心配した障害者生活支援センターの相談員がBさんに尋ねると、「弟が実家に帰ってきて、毎日のように遊びに誘われる。酒を飲むと身体がだるくなるし、仕事に行く気がしない。亡くなった母が自分のために貯めておいてくれた預貯金もあるので、仕事をしなくてもしばらくは大丈夫だと弟から言われた。」とのことだった。相談員がAさんに電話を入れ、Bさんに事業所に出るように促すようお願いしたところ、AさんとしてもBさんには仕事に出てほしいが、BさんはAさんの言うことを聞かずに、Cさんの言いなりであるとのことであった。これまで、2人暮らしの際は、BさんはAさんを頼りにし、父親の言うことを素直に聞いていたが(Bさんの金銭管理はAさんが行っていた)、最近、Aさんも高齢になり、体力的にも衰えてきた上に、金銭管理もあやしくなっており、Bさんが段々とAさんの言うことを聞かなくなり、Bさんへのコントロールが難しくなっているようである。

そこで、障害者生活支援センターの相談員が、Cさんがいることで、Bさんも働かなくなるので、Cさんに、Aさん宅を出て働くように、Bさんにも働くように話をしてほしいという話をそれとなくしたところ、「益田に来ればもっといい仕事がある。兄を連れて、一緒に益田で暮らす。」と言い出した。



ワークシート1 支援の見立て

	アセスメント	支援課題
Aさん		
Bさん		
Cさん		

ワークシート2 支援の組み立て

	支援方針	支援方法
Aさん		
Bさん		
Cさん		

ワークシート1 支援の見立て

	アセスメント	支援課題
Aさん	<p><b>【状態像】</b> 74歳男性                      物忘れあり・認知症（軽度知的障害）疑い 未受診</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近隣にお金を借りに尋ね迷惑がられている</li> <li>・買物の際、おつりがわからない様子</li> <li>・スーパーで支払いをせず店を出ようとして店員に止められていた。</li> <li>・Bさんの金銭管理を行っていたが最近あやしくなってきた</li> <li>・高齢になり体力的に衰えてきた</li> </ul> <p><b>【財産状況】</b> 預貯金 50万円 老齢年金 月額 6万円</p> <p><b>【環境】</b> 自宅は萩市内の県営住宅 3階 エレベーターなし                      Bさんと二人暮らしだったが6月からCさんも同居                      ペットボトルやカップラーメンの空き容器が転がっている                      Bさんとの関係性の変化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の診断および治療</li> <li>・疾患および身体状況の把握</li> <li>・金銭管理（Aさん、Bさん分）</li> <li>・認知面の低下による軽犯罪のリスク</li> <li>・日常生活における自立性の確認</li> <li>・生活支援（買い物、調理、掃除、洗濯等）</li> <li>・生活困窮（Cさんによる世帯員の増加）</li> <li>・介入拒否</li> <li>・介護保険未利用</li> <li>・身体レベル低下時：エレベーターのない環境</li> <li>・地域からの孤立</li> </ul>
Bさん	<p><b>【状態像】</b> 44歳 男性 療育手帳B判定</p> <p><b>【財産状況】</b> 預貯金 200万円 給料月額 10万円                      金銭管理は父親が行っている</p> <p><b>【環境】</b> 自宅は萩市内の県営住宅 3階 エレベーターなし                      父親と二人暮らしだったが6月からCさんも同居                      ペットボトルやカップラーメンの空き容器が転がっている</p> <p><b>【就労状況】</b> 一般就労                      最近身体の身体の調子が悪いと言って休みがち</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・Bさん自身の生活能力の把握</li> <li>・父親による金銭管理が難しくなっている</li> <li>・Bさん自身の金銭管理能力</li> <li>・Cさんの誘いに応じて飲酒を繰り返して体調不良</li> <li>・体調不良により仕事を休みがち</li> <li>・就労意欲の減退</li> <li>・Cさんとの関係性（Cさんの言いなり）経済虐待の疑い</li> </ul>

	<p>弟が帰ってきて、毎日のように遊びに誘われる          酒を飲むと身体がだるくなり仕事に行く気がしない          預貯金もあるので仕事をしなくても大丈夫と弟から言われた          Cさんが益田でBさんと一緒に暮らすと言っている</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(Cさんと遊びに行くため) 預金が減っている</li> <li>・Cさんからの提案: 益田で暮らすことについての本人の意思</li> <li>・Cさんとの生活の継続</li> <li>・父親に代わる金銭管理およびライフステージに応じた契約行為等</li> <li>・生活支援 (買い物・調理・掃除・洗濯など)</li> <li>・支援関係や社会生活における関係性の固定化</li> </ul>
<p>Cさん</p>	<p><b>【状態像】</b> 42歳 男性 土木作業員 隣県に妻子あり  <b>【財産状況】</b> サラ金からの借金あり 債務額不明          収入のすべて借金返済に充てている          実家に帰るが生活費を入れていない  <b>【環境】</b> リストラ・借金により妻と喧嘩が絶えず別居          6月から実家に戻る Aさん・Bさんと同居          (Bさんを誘って毎日のように飲みに行く)          Bさんと益田で暮らすとの発言あり  <b>【就労状況】</b> リストラにより失職 日雇いの土木作業員</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日雇いの土木作業員のため収入が安定していない</li> <li>・生活困窮状態</li> <li>・実家で暮らす生活費を入れることが出来ない</li> <li>・債務整理</li> <li>・妻子と別居中 (リストラや借金が要因)</li> <li>・Bさんへの経済的虐待の疑い</li> <li>・孤立</li> </ul>

ワークシート2 支援の組み立て

	支援方針	支援方法
Aさん	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人の主訴希望の確認</li> <li>認知症の確定診断と治療方針の共有</li> <li>支援関係の構築</li> <li>金銭管理や契約行為の支援</li> <li>チームアプローチ Bさん、Cさんへのアプローチによる家族全体の安定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門医への受診</li> <li>介護保険サービスの導入</li> <li>ファミリーホーム支援の介入</li> <li>日常生活自立支援事業または成年後見制度の検討 (本人への説明と本人意思の確認)</li> <li>成年後見制度利用の場合の手続き支援</li> <li>Bさん、Cさんへのアプローチ</li> <li>関係者間での情報共有</li> </ul>
Bさん	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後の生活に対する本人の意思の確認 (誰とどこでどのように暮らしたいか)</li> <li>収入に応じた支出の管理 日常生活自立支援事業または成年後見制度の検討 (本人への説明と本人意思の確認)</li> <li>生活リズムの安定</li> <li>就労の安定</li> <li>支援関係の広がり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本人のイメージの広がりができるような提案 (GH 見学など具体的イメージができるような工夫)</li> <li>関係者間での情報共有</li> <li>成年後見制度の申立て支援 (必要性の理解) 具体的手続き支援 (申立人の検討および手続き支援)</li> <li>障害福祉サービスの導入 (ヘルパー生活援助等)</li> <li>就労状況や就労に対する本人の意思確認</li> <li>ファミリーホームサービス、地域資源の確認</li> </ul>
Cさん	<ul style="list-style-type: none"> <li>債務整理</li> <li>就労支援</li> <li>援助関係の構築</li> <li>家族関係の安定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法律専門家の介入 債務整理</li> <li>生活困窮者支援＝家計相談・就労支援</li> </ul>

## 5、 1月9日 奈良県奈良市

■権利擁護支援ってなに？(25p)

言葉の意味

三つの輪(生活支援・相談支援・法的支援)

権利擁護の要素(自己決定支援・生活利益・社会的承認)

■三つのエピソード(マンガ)

1) 家族の思いを尊重する？(私抜き)

2) 私の言うことを尊重する(アセス抜きで孤立させる)

3) 権限がないとなにもできない？

■正義とケアを考える。

幸福のマーゴは何者か

※Dworkin の回答 ロナルド・ドウオーキン(水谷英夫・小島妙子訳)『ライフズ・ドミニオン——中絶と尊厳死そして個人の自由』(信山社出版, 1998年)

※もう一つの声 Carol Gilligan, *In a Different Voice: Psychological Theory and Women's Development*, Harvard University Press, 1982

■意思決定支援とはなにか

パラダイム転換(能力不存在推定から能力存在推定へ)

パラダイム転換からみた代行決定

意思決定支援の倫理と担い手

権利条約をめぐる混乱

我が国特有の混乱(次項)

■成年後見人は意思決定支援者なのか？

民法 858 条(成年被後見人の意思の尊重及び身上の配慮)

「成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

1) 歌舞伎型か浄瑠璃型か？

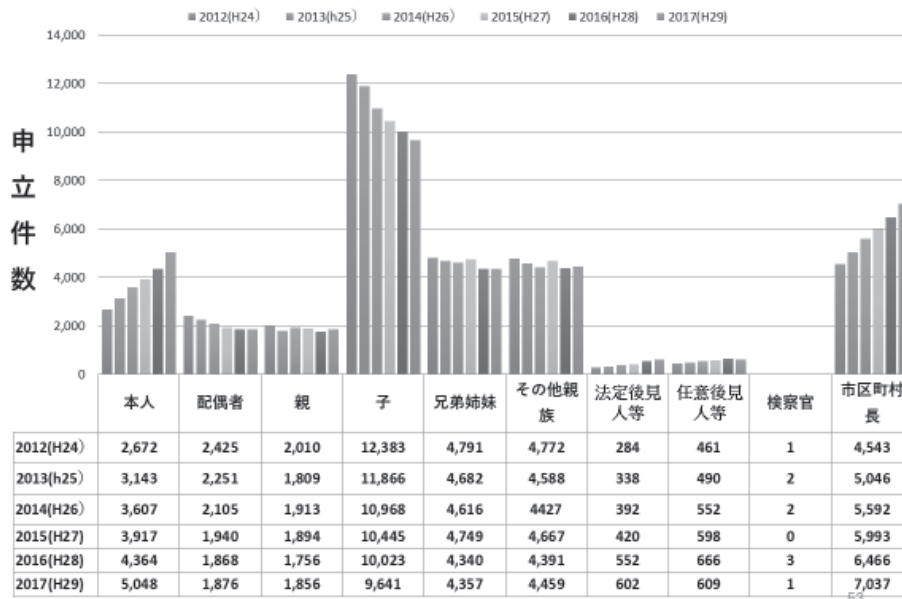
2) 成年後見制度の三つの課題 149p

3) 制度疲労

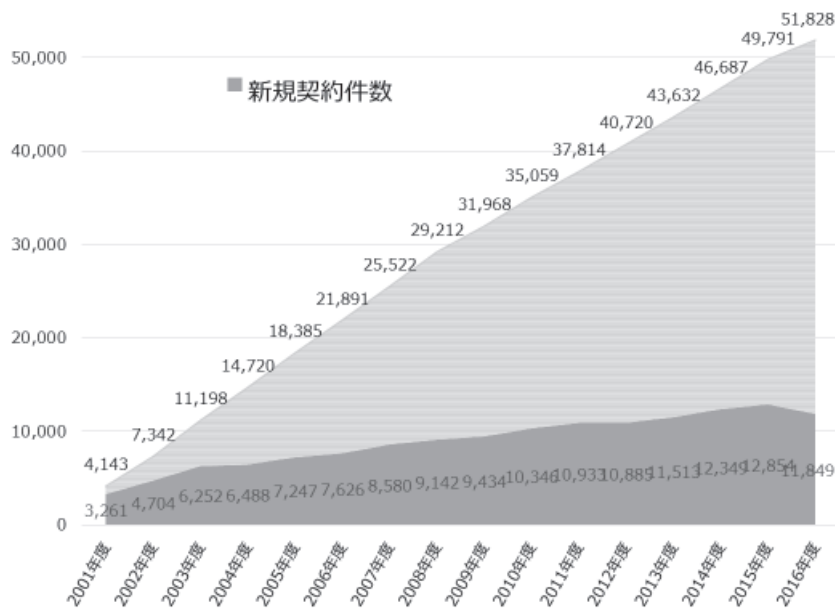
後見制度支援信託・預金 取下げ不可、家族離れ

基本計画で「疲労回復」ができるか

### 申立人別集計



日常生活自立支援事業：件数の推移（全社協調べ）





■ガイドラインは？

後見人等のための意思決定支援ガイドライン（大阪意思決定支援研究会）

[http://www.osakaben.or.jp/info/2018/2018\\_0510.php](http://www.osakaben.or.jp/info/2018/2018_0510.php)（大阪弁護士会のサイト）

■平成 29 年 1 月 16 日松江地裁判決

賃金と社会保障 1707 号 30 頁以下 任務懈怠の後見人に損害賠償を命じる判決

平成 13（2001）年 9 月 5 日成年後見開始の審判 同時に被告選任（司法書士）

- ・平成 26（2014）年 2 月 10 日辞任許可 後任は別の司法書士
- ・（争点 1）一度も本人と面談しなかった（状況把握） 裁量
- ・（争点 2）家裁への報告が遅れる。 義務違反 しかし損害なし
- ・（争点 3）胃ろう造設後の食事契約（月額約 4 万） 義務違反 229 万 4874 円
- ・（争点 4）生命保険契約の締結 裁量
- ・（争点 5）車椅子のレンタル（体に合わない・補装具費支給制度）70 万 8000 円
- ・（争点 6）引き継ぎの遅れ 義務違反 損害なし
- ・（争点 7）障害者年金の申請を取らなかった

財産管理として不適切

776 万 5017 円

合計 1076 万 7891 円の支払いを命じる

■「わがまる」の地域福祉計画で松江事例はようになっていくのでしょうか？

参考文献

- ・「意思決定支援は可能か」法哲学年報 2016(2017) pp57-71
- ・日本福祉大学権利擁護研究センターほか編「権利擁護が分かる意思決定支援」ミネルヴァ書房（2018）
- ・「成年後見人の見守り義務などについて」賃金と社会保障 1713 号（2018 年 9 月上旬号）pp19-34（松江事件の評釈）

## 6、 1月18日 静岡県浜松市

午前の講演、事例は奈良市と一緒に

Supported by  
日本財団  
THE NIPPON  
FOUNDATION



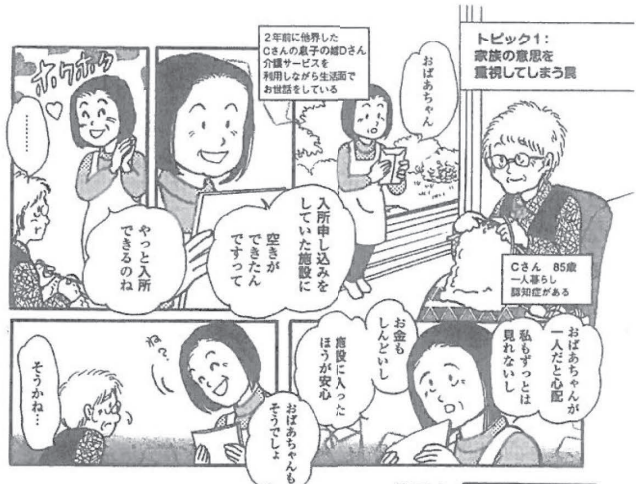
後見人 B さん



後見人 A さん

トピック1:  
家族の意思を  
重視してしまう異

2年前に他界した  
Dさんの息子の婦Dさん  
介護サービスを利用しながら生活面で  
お世話をしている



Cさん 85歳  
一人暮らし  
認知症がある

おばあちゃん、一人だと心配  
私はずっとは  
見れないし

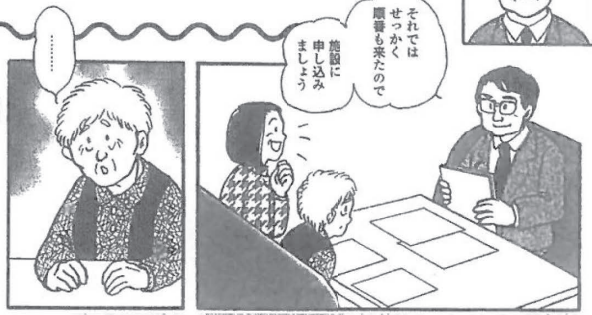
おばあちゃんも  
おばあちゃんも  
おばあちゃんも

おばあちゃんも  
おばあちゃんも  
おばあちゃんも

後見人  
Aさん  
パターン



それでは  
せっかく  
順番も来たので  
施設に  
申し込み  
しましょう



後見人  
Bさん  
パターン



そうですね  
Dさんの気持ちは  
わかりました

Cさんの  
お気持ちも  
お聞きので  
したいので  
二人で  
話をさせて  
もらえますか

え？  
おばあちゃんど？

Cさん  
本当は  
どうしたい？

Dさんにはいつも  
世医になって  
ありがたいと  
思ってる  
でも

じいちゃんと  
暮らした  
うちは  
のがいい

私...

えっ  
おんは  
おんは  
おんは

えっ  
おんは  
おんは  
おんは

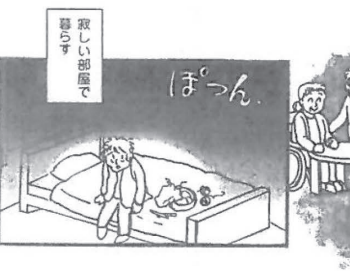
Dさんの  
不安を解消する  
在室の  
継続方法を  
しましょう

医師  
Dさんの  
不安を解消する  
在室の  
継続方法を  
しましょう

自宅での  
暮らしを継続

そして  
施設入所した  
Cさんは

借金も  
来ない



トピック2:

**病院**  
 血糖値が改善されていませんね  
 食事は何を食べていますか？  
 薬は飲んでますか？

**クリニック**  
 知的障害のあるEさん (男性・50歳・一人暮らし)  
 明日は病院か？  
 キュー

**ケア会議**  
 後見人 Aさん Bさん Cさん Dさん Eさん  
 丁率なアセスメントなしに、本人の声を聞き取りにする

**医師の診察室**  
 目薬は無いから  
 薬は1回しかしていません  
 薬は1回しかしていません

**5年後**  
 えーっ！  
 冷蔵庫の中のものを全部食べちゃったの？  
 血圧計があがっちゃって  
 作りました  
 失敗ねえ  
 どうしよう

**5年後**  
 本人が変更を受け入れないから  
 仕方ないわね？  
 目薬をしない  
 目が見えなくなる  
 飲まないよ  
 飲まないよ

**病院**  
 血糖値が改善されていませんね  
 食事は何を食べていますか？  
 薬は飲んでますか？

**クリニック**  
 知的障害のあるEさん (男性・50歳・一人暮らし)  
 明日は病院か？  
 キュー

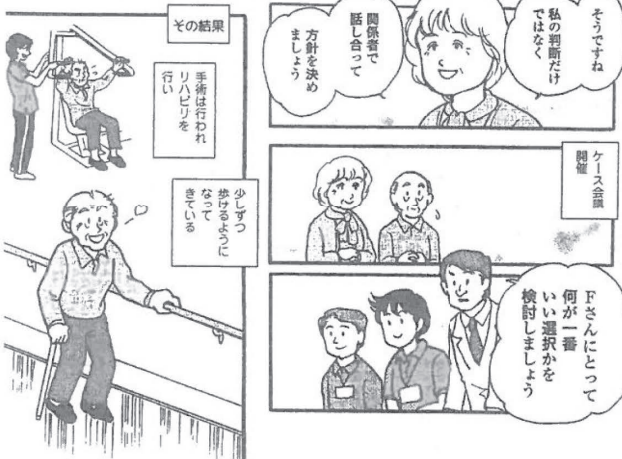
**ケア会議**  
 後見人 Aさん Bさん Cさん Dさん Eさん  
 目薬は無いから  
 薬は1回しかしていません  
 薬は1回しかしていません

**医師の診察室**  
 目薬をしない  
 目が見えなくなる  
 飲まないよ  
 飲まないよ

**5年後**  
 えーっ！  
 冷蔵庫の中のものを全部食べちゃったの？  
 血圧計があがっちゃって  
 作りました  
 失敗ねえ  
 どうしよう

**5年後**  
 本人が変更を受け入れないから  
 仕方ないわね？  
 目薬をしない  
 目が見えなくなる  
 飲まないよ  
 飲まないよ





## 事例解説

全国権利擁護支援ネットワーク

## 事案の全体像

	2016年 4月 6月 7月	9月
<b>Aさん (74歳)</b> 年金:月6万	・認知症疑い ・「生活が苦しい」 ・生活保護廃止	・近所にお金を借りる ・おつりがわからぬ ・掃除ができぬ ・「困ったことばかり」
<b>Bさん (38歳)</b> 年金月6.5万円	・知的障害 ・生活保護廃止	・断が痛い ・事業所を休みがち ・仲間と話さぬ ・兄へのストレス ・家を出たい
<b>Cさん (49歳)</b> 収入月20万円	・借金 ・同居	
		生活困窮・環境劣化の進行

支援困難事例とは・・・



\* 3つの要素が深く関与して発生する

「支援困難事例」に向き合う「岩間伸之著より」

## 個人的要因

個人(本人)に帰属する要因

- Aさんの認知症疑い
- 未受診
- 金銭管理が不安定

## 社会的要因

本人を取り巻く社会環境や本人をめぐる関係性が要因

- Cさんが負債を抱えて帰ってきた
- 生活保護の打ち切り
- 生活が苦しい

## 不適切な対応

援助者側による不適切な対応(関わりのま  
ずさや不十分な働きかけ)が要因

- ケースワーカーが生活保護の廃止を告げ、1か月後に廃止となった。
- 包括が訪問し、玄関先で「生活で困ったことがあれば相談して下さい」と話した。
- 関係者間での情報共有ができていない。  
=チームアプローチが機能不全を起している。

## 事例の「見立て」と支援の組み立て

	「見立て」	支援の組み立て
全体像	全員に何らかの支援ニーズ 複合支援ニーズ	支援のキーパーソンの設定 多様な支援機関の確保と協働
Aさん	認知症疑い、未受診 生活環境の悪化 金銭管理が不安定 生活困窮	受診 介護保険申請、利用 日常生活自立支援事業等の活用 生活保護申請も含めた生活困窮 に関する相談(Cとの関係調整)
Bさん	精神面での不安定さ 兄との関係悪化 自立生活への意向は？	関係者間のネットワーク 自立生活支援への支援 成年後見制度の利用の検討
Cさん	借金の問題 生活場所の選定 就労の不安定	借金問題への対応(弁護士相談) 今後の居所の検討 就労も含めた生活再建

## 働きかけのポイント(Aさんの場合)

- ① 他者の介入を排除している背景を理解しつつ、  
援助関係を築いていく  
→Aさんは、「支援者は味方ではない」という  
感情を持っている。
- ② Aさんの不安に向き合う  
→経済的に苦しいというだけでなく、Cさんと  
Bさんへの心配、自身の金銭管理への不安  
感などAさんの抱えている問題はさまざま。



### 働きかけのポイント(Aさんの場合)

- ③ Cさんに対する感情を理解する  
→「Cが帰ってきたから生活が苦しい」という愚痴と同時に「哀れそうだが、助けてあげたい」という相反する感情を持っている。  
→支援者は、Cさんを批判するのではなく、援助の対象として捉えていることを伝える。
- ④ Aさんの気づきを促し、支える  
→Aさんが現実を見つめ、どうするのかを決めていく過程を支える。

### 働きかけのポイント(Bさんの場合)

- ① Bさんの自立生活への意向の確認を行う  
→母への思い、兄への感情なども含め、本人がどうしたいのかを丁寧に聞き取る。
- ② 本人がイメージできるような提案をする  
→一緒にグループホームの見学に行くなど、具体的にイメージできるように工夫を行う。

### 働きかけのポイント(Cさんの場合)

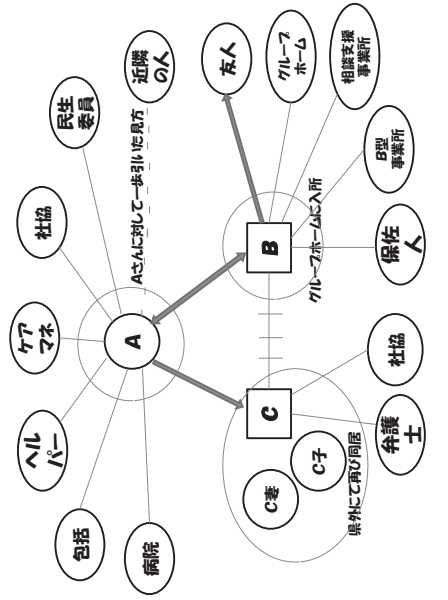
- ① Cさんを否定せず、意向を聞き取る  
→家にお金を入れるか、出ていくかを迫るのではなく、本人はどのような生活を望んでいるのかについて聞き取る。
- ② 債務整理の提案を具体的に言う  
→債務整理の手段があることを伝え、今後の見通しを一緒に立てる。

### 参考 困難事例に向き合うには…

- ・「存在」を尊重する
  - ・社会関係(支え合い)を活用する
  - ・「主体性」を喚起する
  - ・「現実への直視」を支える
  - ・「変化」を支える
- ⇒これらが出来ているのか？

「支援困難事例と向き合う」岩間伸之 著より

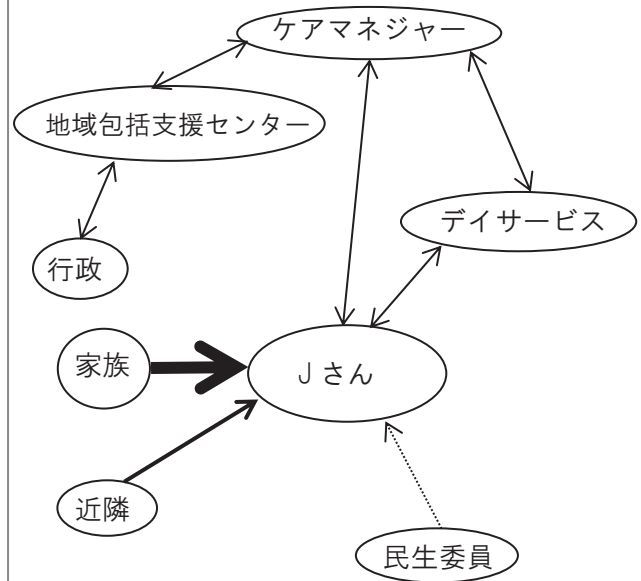
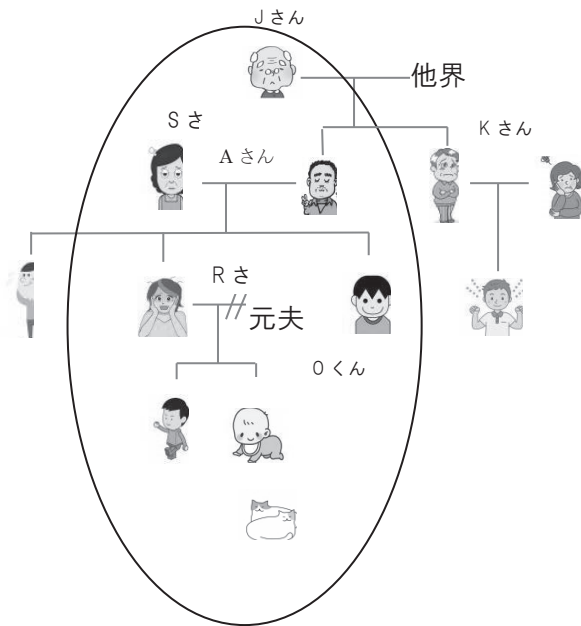
# 支援開始後のエコマップ



## 7、 2月27日 群馬県前橋市

午前は奈良市と同じ

Jさんと家族の支援(「見立て」と組み立て)を考えよう



**Jさん**

78歳 アルツハイマー型認知症。要介護3 認知症自立度Ⅱb  
 60歳まで運送会社に勤め定年。3年前に認知症発症。趣味はカラオケ。週1回デイサービス利用。  
 温厚で穏やかな性格。 年金14万/月

**Aさん**

51歳 5年前企業をリストラされる。その後アルバイト。アルコール依存症。8万/月給。  
 気性が荒い性格。

**Sさん**

49歳 うつ病で治療中。

**Rさん**

22歳 元夫との間に4歳と1歳の子あり。無職。

**Oくん**

20歳 知的障がい 療育手帳B判定  
 特別支援学級卒業後、近所の作業所で働いている。 1万/月給。

**Jさん家の最近の様子**

Jさん宅は築30年の2階家、一戸建て、持ち家。妻は7年前に他界。5年前から長男家族が同居。1年前からRさんも同居を始めた。

2年ほど前から、自宅敷地内にゴミが散乱するようになる。現在は敷地全体に空き缶等のゴミが散乱し、異臭を放っている。室内も非常に物が多く散らかっている。

3年前から固定資産税滞納、最近は全員国民健康保険料も滞納している。Jさんの年金とAさんの給与で家族全員が生活している。車3台、携帯電話3台所有、金銭管理はJさん

Rさんの長男は保育園に通っているが、汚れた身なりであり言葉の発達の遅れがある。

Jさんの次男は長男と金銭トラブルになり疎遠状態。Aさん夫妻の長男は県外で働いている。

生活状況が悪化する中でJさんの状態も変化、困ったケアマネージャーが地域包括に相談、行政と共に対応するが…。

## 権利擁護支援従事者研修 ワークシート

事案の全体像及びそれぞれの登場人物の「見立て」と支援の組み立てを考えてみましょう。

	「見立て」	支援の組み立て
全体像		
Jさん		
Aさん		
Sさん		
Rさん		
Oさん		

# 事案の全体像

	7年前	5年前	3年前	2年前	1年前	現在
Jさん (78歳) 年金：月14万	妻他界 (アルコール依存症)	同居 (うつ病治療中)	認知症 固定資産税の滞納 ・ Jさんの状態変化 ・ 経済状況の悪化？	ごみ散乱 臭い	国民健康保険滞納	国民健康保険滞納
Aさん (51歳) 月0万円収入	同居 (うつ病治療中)	同居 (うつ病治療中)	環境劣化	生活困難の進行	国民健康保険滞納	国民健康保険滞納
Sさん (49歳)	同居 (無職)	同居 (無職)	状況の悪化？	生活困難の進行	国民健康保険滞納	国民健康保険滞納
Rさん (22歳) 十子ども (4歳, 1歳)	同居 (知的障害)	同居 (知的障害)	状況の悪化？	生活困難の進行	国民健康保険滞納	国民健康保険滞納
Oさん	同居 (知的障害)	同居 (知的障害)	状況の悪化？	生活困難の進行	国民健康保険滞納	国民健康保険滞納

# 事例の「見立て」と支援の組み立て

	「見立て」	支援の組み立て
全体像	全員に何らかの支援ニーズ 複合支援ニーズの事案 経過の下での支援ニーズの生成	支援のキープ・パソンの設定 多様な支援機関の確保と協働 生活の分化と関係の統合
Jさん	認知症 II b・要介護3 金銭管理が不安定(滞納等) 生活環境の悪化	ケアプランの見直し等 施設利用ニーズの検討 成年後見制度の利用
Aさん	アルコール依存症 → 治療は？ 収入の使途は？	精神障害の認定等 福祉サービス利用 医療ケア
Sさん	うつ病 → 福祉サービスは？ 日中の状況は？ 家事は？	医療ケア 福祉サービスの利用支援 年金等の支援
Rさん	無職 状態不明？ 子どもの状況 → ネグレクト？	子育て支援等 発達診断・療育支援 児童手当等経済的支援
Oさん	知的障害 自立生活への意向は？	自立生活支援 障害基礎年金の確保 成年後見制度等

## 8、 3月11日 岩手県二戸市

# 権利擁護支援の基本と 権利擁護支援ニーズへの 気付きのポイント

特定非営利活動法人PMSネット  
理事長 上田晴男

Supported by  
日本財団  
THE NIPPON  
FOUNDATION

## 私たちの暮らし(地域自立生活)の内容 ～護るべき「権利」の意味～

北野誠一氏作成資料を基に構成

## 権利擁護とは…

## 権利擁護に必要な状態

生活が不安定、困窮・荒廃	金銭管理が不安定
生活能力が不十分な状態	➔
本人の力だけでは改善が困難！	セルフコントロールが困難
判断能力が不十分	➔
福祉サービスの利用支援	権利擁護支援が必要！
見守り・相談支援等の確保	

4



## 権利擁護に支援を 必要とする人たちの特性

支援を求めない（我慢や適応で対応）

本人が「指導・助言」に対応出来ない

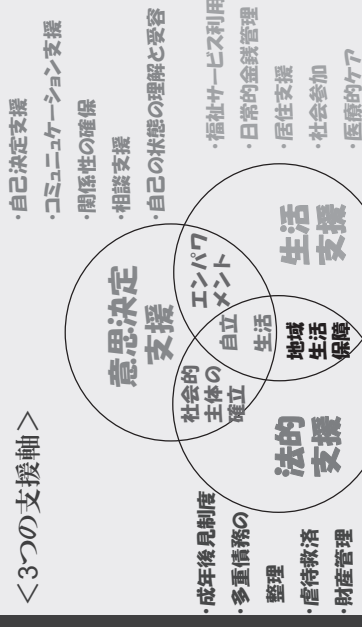
支援に時間がかかる（何度も訪問・面談等）

本人の言動の意味が分かりにくい

与える負担やリスクが大きい（リスクマネジメント）

## 権利擁護支援の実践

＜3つの支援軸＞



6

## 権利擁護支援の特性

総合性

専門性

継続性

## 権利擁護支援の階層

特別支援

(困難性に対応した  
特化型支援)

専門支援

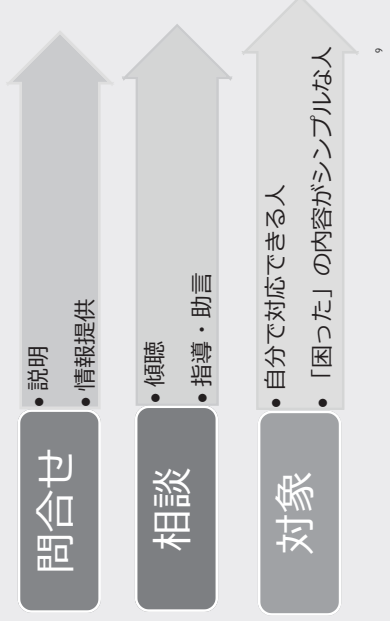
(目的的な専門機関)

一般的支援

(行政等、一般的な社会サービス)

8

## 一般的支援の内容と対象者



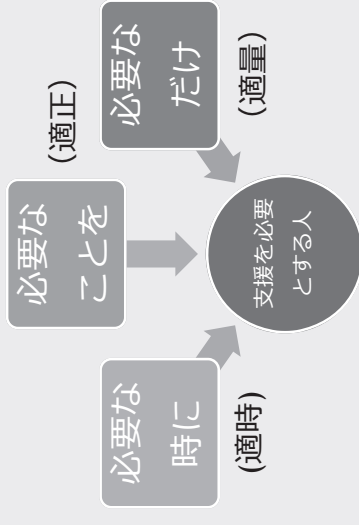
## 専門的支援の内容と対象者



## 特別支援の内容と対象者



## 支援の三要素



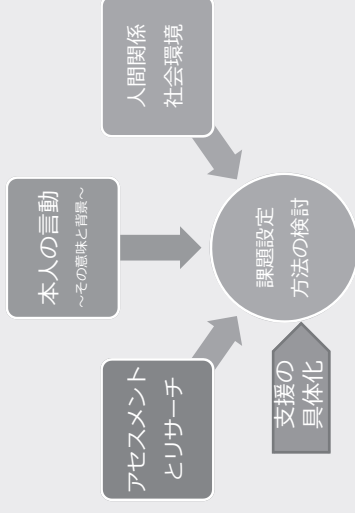
# 権利擁護支援ニーズとは...

本人の要望とその状況

本人の状態像と生活状況  
～「必要性」～

社会的関係性の状況  
～孤立・差別・排除等～

# 気付きのポイント



# 支援の具体化

～ニーズ評価と支援の組み立て～

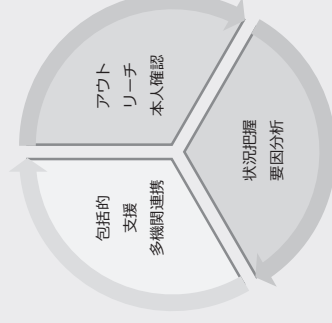
ニーズ評価  
～見立て～

- 経過と段階
- 状態要因と状況要因
- 基本課題と周辺課題

支援の組み立て  
～手立て～

- 案件と環境
- 支援体制と力量(「支援の関係性」を含む)
- 役割分担とスケジュール化

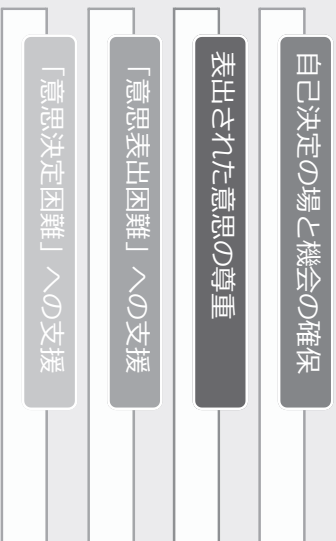
# 権利擁護支援に求められること



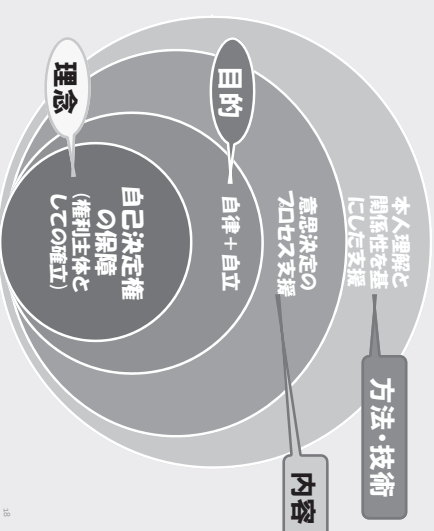
# 意思決定支援とは...?



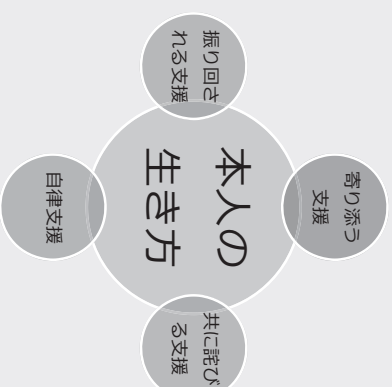
# 意思決定支援の内容



# 「意思決定支援」の全体像



# 共に生きる支援



## おわりに

成年後見制度利用促進法が、平成 28 年 4 月にできて、平成 30 年 4 月からは、いよいよその舞台を厚生労働省に置き、成年後見制度利用促進室なるものができました。地域連携ネットワークの構築、中核機関の設置が、基本計画に書き込まれ、全国 1 4 4 1 市区町村のうち もう、4 9 2 市区町村に中核機関が設置されました。(平成 30 年 10 月現在) この成年後見制度は本人にとって必要とされる利用でなければ、いけません。当団体の研修では、この成年後見制度の利用促進は地域の権利擁護支援の促進でなければならないことを、伝える研修になっています。この法律の本当に言わんとしていることをわかりやすく伝えていきます。また、グループワークをすることで、多職種連携の必要性も学べる仕掛けとなっています。地域連携ネットワークとは、本人を囲んで地域がネットワークを組んで支援していくことです。多くの方と支援できることは、本人の可能性を広げることにもつながります。このようなことを伝えるために、地道なこの研修は必要なことだと考えます。

成年後見制度の利用促進や地域連携ネットワークとは、厚生労働省が以前から言っている地域包括ケアの中に権利擁護支援を組み入れていくに他ならないのです。権利擁護支援を考えると、まさしく地域福祉を考えることに、違いないのです。これからも、丁寧に全国で人材育成の研修していくことによって、権利擁護支援の視点から、誰もが自分らしく生きているける社会を築くことを目指します。

2019 (平成31) 年 3月

全国権利擁護支援ネットワーク事務局

文責：今井 友乃



## 権利擁護支援従事者現任研修の開催事業 報告書

---

---

発行日：2019（平成31）年3月31日

発行：一般社団法人 全国権利擁護支援ネットワーク

印刷・製本：

問い合わせ：全国権利擁護支援ネットワーク

（事務局）一般社団法人 全国権利擁護支援ネットワーク

〒273-0005 千葉県船橋市本町6-3-16 レックスマンション603

TEL：047-407-4584 FAX：047-407-4101

E-mail：info@asnet-japan.net URL：<http://www.asnet-japan.net/>

---

---